

平成 3 0 年

# 行財政改革特別委員会会議録

と き 平成 3 0 年 2 月 2 8 日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 平成30年 2月28日（水） 午前10時00分～午後 2時54分

場 所 品川区議会 議会棟 6階 第1委員会室

出席委員	委員長 鈴木 ひろ子 君	副委員長 大 沢 真 一 君
	委 員 渡 辺 裕 一 君	委 員 渡 部 茂 君
	委 員 横 山 由香理 君	委 員 高 橋 伸 明 君
	委 員 若 林 ひろき 君	委 員 塚本 よしひろ 君
	委 員 あくつ 広 王 君	委 員 安 藤 たい作 君
	委 員 石 田 ちひろ 君	委 員 大 倉 たかひろ 君
	委 員 松永 よしひろ 君	

出席説明員	中 山 企 画 部 長	柏原参事(企画調整課長事務取扱)
	秋山参事（財政課長事務取扱）	榎 本 総 務 部 長
	米田参事（総務課長事務取扱兼危機管理室長）	立 川 経 理 課 長
	藤 田 都 市 環 境 部 長	中 村 都 市 計 画 課 長
	小 林 環 境 課 長	大串福祉計画課長兼臨時給付金担当課長

○午前10時00分開会

○鈴木（ひ）委員長

ただいまから、行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、特定事件調査およびその他を予定しております。

本日もよろしくお願いたします。

本日は、15名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

また、その中で、1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

---

1 請願・陳情審査

(1) 平成30年請願第1号 2020年実施計画に基づく「品川上空飛行ルート」の中止を国交省に求める請願

(2) 平成30年請願第5号 羽田空港増便による低空飛行について、国交省に対する区の対応に関する請願

(3) 平成30年陳情第5号 羽田離着陸新ルート計画中止を求める陳情

○鈴木（ひ）委員長

まず、予定表1の請願・陳情審査を行います。(1)平成30年請願第1号 2020年実施計画に基づく「品川上空飛行ルート」の中止を国交省に求める請願、(2)平成30年請願第5号 羽田空港増便による低空飛行について、国交省に対する区の対応に関する請願、および(3)平成30年陳情第5号 羽田離着陸新ルート計画中止を求める陳情を一括議題に供し、採決はそれぞれ行います。

本件は初めての審査になりますので、書記に朗読をお願いいたします。

〔書記朗読〕

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございました。朗読が終わりました。これより質疑に入りますが、安藤委員および石田ちひろ委員から、質疑中のパネル使用について事前に申し出があり、これを許可しておりますので、この際ご報告をさせていただきます。

それでは、本請願に関しまして、ご質疑・ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○石田（ち）委員

この3つの請願・陳情で、今読み上げられましたけれども、まず国交省との交渉のことについて伺いたと思います。まず、区長は昨年のタウンミーティングで新ルート計画を容認していたことを、国交省に自ら出向いて伝えていたということが明らかになったわけです。そして、羽田の増便は国策として不可欠で理解すると、しかし品川にはデメリットしかないから、国交大臣にその旨を伝えて、その後、事務次官と審議官に会って、国策だから甘受する、メリットを示してくださいと交渉していると、大変重大な発言をしたわけですが、先日の代表質問でも取り上げましたが、共産党の調査で、区長は確かに事務次官・審議官に会い、理解を示していたこと、そしてこの両氏が区長に感謝を述べていることがわかりました。今、資料を皆さんのタブレットのほうに通知しておりますので、見ていただきたいと思いますので、まずこれは、この資料、一番上に書いてありますけれども、この資料は日本共産党の山添拓参議院議員からの求めによって、国土交通省航空局首都圏空港課東京国際空港企画室が作成して提出されたものです。日本共産党品川区議団が2018年2月13日に山添議員から提供を受け

たものになります。

それで、この資料を見ますと、平成28年4月18日に濱野区長が武藤国土交通審議官に会って、羽田の機能強化は重要だと、日本にとって不可欠な事業であり、理解する立場ということで、しかし配慮をいただきたいということで、安全対策等々、そしてメリット等を要望しているわけですね。そして、武藤国土交通審議官からは、羽田空港機能強化への理解につき感謝と、ご要望についてはよく調整させてほしいということで返答があり、そして翌月、5月17日には徳山事務次官に会って、またこの機能強化は大事な国策で理解したいと、区長が言っている。そして、これに対して事務次官も感謝していると、こういう資料が寄せられました。

代表質問でも伺って、答弁がなかったのですがこの場でも少し伺いたいですし、この請願の中でも明らかにしてほしいと書かれているのでお聞きしたいのですが、このとき、同席した人は誰か伺いたいのと、あと、区長はタウンミーティングで国交大臣にその旨を伝え、その後、事務次官・審議官に会っていると、そして伝えていると言っているのです。ですので、国交大臣には会ったのか、どのように、何を伝えたのか、ここを伺いたいと思います。

#### ○中村都市計画課長

まず、この審議官・事務次官に面会をしたときの同席者でございますけれども、まず4月18日、審議官に面会をした際には、都市環境部長が同席をしております。また、その次、事務次官面会の際には都市計画課長が同席をしております。そして、このお二方に面会をした際に、国土交通大臣にもしっかりとこの旨をお伝えいただくように、申し伝えをしていただくようお願いをしたところでございます。

#### ○石田（ち）委員

そうしますと、大臣には会われていないということなのではないでしょうか。区長はタウンミーティングで、確かに、国交大臣にその旨を伝え、その後、事務次官・審議官に会って交渉をしてきたと言っているのですね。ですので、国交大臣にまず先に会ってなのか、文書なのかはわかりませんが、伝えているということが区長自ら語られているわけですが、ここを区は全く把握していないということなのではないでしょうか。

#### ○中村都市計画課長

まず、タウンミーティング等で、区として口頭でお答えしたことについての前後関係についてです。これは、把握することはなかなか難しいとは思いますが、ただ、私は同席した立場として、当時、事務次官にお会いしたときに、国土交通大臣にしっかりお伝えをしてくださいというふうに確認をしております。

#### ○石田（ち）委員

事務次官・審議官に会ったときに、国交大臣にお伝えくださいと言うのは、挨拶程度に言うことだと思うのです。誰でも。ですが、この国交大臣にその旨を伝え、その後に事務次官・審議官に会ってと言って、区民の前で区長が公の場で言っているわけですね。ということは、国交大臣には会っていない、国交大臣にその旨を伝えというのは、事務次官・審議官を通じてよろしくお伝えくださいという程度だったのでしょうか。

#### ○中村都市計画課長

国土交通事務次官と審議官は、大臣に次ぐ、次席ということでございます。当然のことながら、自治体の首長が次席と面会をするということは、これは大臣にその旨をお伝えいただくというのは、これは

もう暗黙の了解でもありますけれども、ただ、それを念のために、さらに口頭でお願いをしたというものでございます。

〔「国交大臣はどうするんだ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

その前に国交大臣に会ってはいないのかという質問はどうでしょうか。

○中村都市計画課長

都市計画課長の立場として、区の全ての動きを把握しているものではございません。私の知りうる事実といたしましては、審議官と事務次官に面会をした際に、国土交通大臣に伝えてほしいという旨を伝えたとするところまで確認をしております。

○石田（ち）委員

では、区長は、もし国交大臣に会っているとしたら、勝手に行かれたということなのですか。区の部長も課長も知らない中で、個人的に国交省に会ったのか、文書なのかわからないのですが、この計画を理解する、容認する立場を勝手に伝えていたということになると思うのですけれども、この課長・部長は、国交大臣との区長のやりとりというのは、あったのかも無いのかも把握はしていない。そして、タウンミーティングで区長が、これは責任を持って語っていただいていると思うのですけれども、区長として区民に対して、それを区民は驚いて受けとめたわけです。国交大臣にもこんなことを伝えていたのかということで、今、怒りが沸いているわけですね。これに対して把握をしていないというのは、どうということなのか、これは区長に聞かないとわからないことなのではないでしょうか。伺います。

○中村都市計画課長

まず、自治体の首長が行動する際に、その全てについて部長あるいは課長、そういったところの了解を得るということは、現実的ではないと思います。そういった意味からすれば、勝手に行ったという、そういった表現については、そういった認識はないところでございます。

また、国に行った際に、容認をしたのかということについてでございますが、これは事実といたしましては、区としては了承をしたということは、事実としてはこれは決してないということは、再度ここで申し上げたいと思います。

○石田（ち）委員

これは品川区の大問題なのですよ。それを把握しない。確かに全てを、区長の動きを把握しないというのはわからないでもないですが、これだけ区の大事な、区民の暮らしと命がかかっていることを勝手に区長が動いて、そして区の方向性を、飛ばしていいよということを決めてしまうというのは、これは余りにも行き過ぎですし、区長としての責任はここで問われないものになってしまうのではないのでしょうか。責任ある立場ですので、その責任ある行動を、この区民の命も暮らしもかかった計画に対してとっていただかないと、私たちは困るのです。ですので、お友達に会いに行くとかそういうものではないわけですから、国交大臣に、品川区が被害を受けるとなると、これだけ毎議会請願も陳情も出される、これだけの問題を、区長の動きを把握していないというのは、これは問題ではないのでしょうか。そして、区は了承しないということですが、区長はタウンミーティングで、増便については国策なので理解するということを行っているのです。増便について。ですので、もうルートのことしか、新ルートのことしかないと、区民の皆さんも私たちも思うのですよ。ですので、この了承していないという区の立場と区長の立場は、違うものなのではないでしょうか。伺います。

○中村都市計画課長

区といたしまして、この羽田空港の機能強化、首都圏空港の機能強化については一定の理解をするところ、総論といたしまして国際競争力の中に置かれた日本、また日本国内での経済発展、そういった目的を鑑みて、この機能強化については理解をするというふうに申し上げているところでございます。これは再三申し上げているところでございますけれども。ただ、この理解というものは、品川区上空を飛ぶという、決してそういった意味ということではなくて、この新飛行ルート案につきましてはさまざまな課題があるということで、これに対して、国に対して申し入れを今まで行ってきたというところでございます。

**○石田（ち）委員**

ですので、区長は国交大臣に会いに行っているかいけないかというのは、区は全くもって把握はしていないし、そういうふうに動いた区長を、もう容認と言うか、別に構わないと。これだけ区の、品川区の大問題について、区長が、区が把握していない中で動いて、そして、この理解をするということを伝えていたということを、区はもう認めてしまうということなのではないでしょうか。

**○中村都市計画課長**

先ほどから申し上げておりますとおり、このさまざまな課題について、具体的な案を出していただきたいという意味合いで面会に行ったものでございます。そして、この面会に行った後に、同年8月に国土交通省から環境影響に配慮した方策、また、品川区関連の配慮事項、こういったものが出されたところでございます。国として、国土交通省として、この影響に配慮した方策が出されたものでございます。これはすなわち、品川区の首長に対して要望を伝え、そして国として回答があったということで、確実に国土交通大臣に区の思いが伝わったというものではないかと捉えております。

**○鈴木（ひ）委員長**

課長、済みません。今の質問は、国交大事に会いに行ったということを区が把握しているかどうかということに対する質問なので、そこのところを。時間のことでなくて、その前のということでの質問だと思しますので、よろしくお願いします。

**○中村都市計画課長**

審議官と事務次官に面会した際に、国土交通大臣には思いが伝わったというのは、これは確実に区としてはそのように認識をしております。その結果が後に出たというところでございます。大臣に直接面会したかしないかについては、これは事実として私自身も把握はしておりませんが、確実に大臣に対しては、品川区の考えは伝わったというふうに認識をしております。

**○石田（ち）委員**

区長が国交大臣にその旨を伝え、その後、事務次官・審議官に会ってと、私はこのタウンミーティングでの区長の発言をもって伺っているのですが、これは区長に聞かないとわからないということですかね。もう課長たちは把握していない。では、区長は動いている本人ですから、国交大臣に会ったのか、会っていないのか、これは区長に聞かなければ、課長たちも部長たちもわからないということでしょうか。

**○中村都市計画課長**

私としましては、直接会ったか会わないかよりも、きちんと思いが、考えが伝わったかどうかということが重要だと考えております。そういった意味からすれば、目的としては達成できていると考えております。

**○石田（ち）委員**

思いが伝わったか伝わっていないかではなくて、しかもこの思いが、了承した思いでは困るわけですよ。私たちは、区長が国交大臣に会っているかいないか、そして何を伝えたのか、ここが最大に重要だと私は思っています、部長もここは把握はされていないのでしょうか。

#### ○中村都市計画課長

区といたしまして、区の首長が国土交通審議官と、それから事務次官に伝えた思いは、こちらに今、書面があるとおりでございますので、確実にこれは伝わっているということでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員長

部長のほうからは何かありますか。

#### ○藤田都市環境部長

都市計画課長が今お話しをしておりでございます。タウンミーティングのときの区長のお話についてですが、区長が国土交通省に参って、事務次官それから審議官とそれぞれお会いした際に、羽田空港の機能を強化することについては一定の理解をする、しかしながら、騒音や安全性などのさまざまな環境影響については課題があること、これを申し述べて、これを国土交通大臣にも伝えてほしいというようなお話をしております。その後、個別の環境影響の配慮のお願いや、区民へのメリットの提示等について、具体的に事務次官、審議官とそれぞれお話をしたという事実については確認をしているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員長

傍聴者の方、お静かに、よろしく願いいたします。

#### ○石田（ち）委員

では、ぜひタウンミーティングのときの、多分議事録等もあるはずだと思いますので、ぜひそこを確認していただきたいのですけれども、まず、国土交通大臣にその旨を伝えて、もう何度も言っていますけれども、その後、事務次官・審議官に会ってお話をしてきたというふうに区長は言っているのです。ですので、これは区長に聞かないとわからないと、部長も課長も把握はされていないというのが、この場での確認と、この場でわかることはここまでということになってくるかと思えます。

なぜ、これだけ国交大臣に会ったことを聞くかと言うと、先ほども言いましたけれども、これだけ区民の皆さんがまだまだ不安を抱え、そしてそれがさらに恐怖に、今なっている状況で、区長が国に対して2年も前から了承を伝えていたと、容認の表明をしていたということが、このタウンミーティングで明らかになったわけです。そして、それを自ら大臣に、このルートを決定する大臣に会って、理解を示す、増便に理解を示すというのは重大な問題だと、そしてそれを全く、2年間、議会にも住民にも語られてこなかった。そしてタウンミーティングで初めて、国交大臣にも会っていた。国交大臣にそういう旨を伝えてということが示されたわけです。区長自ら。これは本当に品川の安心・安全の未来を左右する大事な、重大なものだということで、今ここで国交大臣に何をどのように伝えたのかというのを伺っているのです。ですので、この場ではわからないということであれば、私はもう、委員会に区長に来ていただいて自ら答えていただくということが必要なのではないかと思います。ぜひこういった重大な事実を部長も課長も把握していないことを、区長に私は聞きたいと思うのですけれども、この委員会に区長を呼んでいただいて審議をするというのは、委員長、可能でしょうか。お願いしたいのですが。

#### ○鈴木（ひ）委員長

品川区議会委員会条例には、「委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、区長、教

育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長及び監査委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない」という規定があるのですけれども、そういう点で言えば、この委員会で区長をこの場に出席を求めるということを、委員会の場として決定をするということが必要になってくるのですね。そして、その後議長にお願いをして来ていただくという、そういう手続きになりますので、石田ちひろ委員のそのような発言がありましたので、この場で皆さんからの、区長にこの場にに来ていただくように出席を求めようかどうかということに対して、ご意見をお伺いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○安藤委員

今のやりとりでも、部長さんも課長の言うとおりでございますということだったので、大臣に区長が単独で会いにいったかどうかは把握してないということでもよしかったのか、そういうことだと思いのですね。そこだけ確認させていただきたいのですけれども。

#### ○中村都市計画課長

それは、確認はとれてございません。しかしながら、今日提示していただいたこの文章を拝見いたしまして、この議事録の中に品川区が飛行を了承したというような意味でとれる文章というのは、私としては感じとれないと考えております。したがって、ここで区長が委員会に出席して事実を確認する必要性は、私としては感じられないところでございます。

#### ○安藤委員

部長さんからの否定の答弁がないので、肯定だということだと思いのので、部長さんも把握していないということなのですね。課長さんは必要ないとおっしゃいますけれども、私はこれまでの質疑の中では、区長が区のトップとして大臣に会ったかどうか部署としては把握していないし、区長しかわからないと。なおかつ区長が、今日私たちが示した資料でも大臣と何を話したかはわからないわけですよ。何を話したのかということは、大臣に会ったかどうかもそうですし、この山添議員に提出された資料でもわからないことはたくさんあるのですよ。ですから、やはり区のトップとして、国、大臣、あるいは大臣に次ぐ次席の方と一体何を話したのかというのは、やはり区民全体にとっても大問題で、その対応によっては、品川区が了承した、品川区がこの計画にゴーサインを出したということになりかねない、そういうことなので、これは絶対、私は区長に委員会として出席していただいて、そうでないというのであれば、きちんと区長の言葉で説明していただく、これは最低限の責任だと思いますので、私は出席をしていただくというふうに委員会で決めるべきだと思います。

#### ○鈴木（ひ）委員長

ほかにご意見いかがでしょうか。

#### ○石田（ち）委員

やはり、私たちはぜひ区長に聞きたいと思っていますけれども、そうではない、呼ぶべきだ、呼ばないべきだといった意見があると思うので、意見を伺いたいと思います。皆さんに。呼ぶにしろ、呼ばないにしろ、その理由を皆さんにお聞きしたいと思います。

#### ○鈴木（ひ）委員長

ご意見、区長をこの委員会に出席を求めようということに対してのご意見は。

#### ○渡部委員

区長はお越しいただかなくて結構です。今、もう区の幹部職員の方々が説明をされていて、それで国交省の事務次官ですとか審議官にお会いしているということは、おのずとこれは大臣のほうに話が行く



べき話になりますので。当然、区長の考えは、個人がどうこうではなくて品川区のことを考えて動いてらっしゃるわけで、そこを確認するというはもう全く必要ないことだと思います。

**○鈴木（ひ）委員長**

今回、初めての、こういう場面というのはなかなかないことだと思うのですが、そういうことでこの場での、今の区長の出席を求めるといふ提案ですので、休憩して会派で意見をまとめていただいて、それでこの件についてどうするかということ、その後で諮るといふことにしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○若林委員**

一委員としては見解はありますけれども、やはり初めてこういうことが委員会であったので、1回、その手順の確認も含めて、委員長の今の仕切りもありますので、委員長の仕切りで進めても、私はいいかなど。会派で意見をまとめていふのは、そういう過程はあってもいいかとは思いますが。

**○鈴木（ひ）委員長**

それでは、暫時休憩をいたしまして、また再開をして、このことについてどうするかを諮りたいと思います。

暫時休憩といたします。

○午前10時38分休憩

○午前11時07分再開

**○鈴木（ひ）委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩前の議題に関して何かご発言ありますでしょうか。

**○あくつ委員**

各会派の態度をこの後、聞かれると思うのですが、その前に少し確認をさせていただいて、その上で結論については会派としては申し上げたいと思うのですが。

先ほどのやりとりを聞いている中で確認をさせていただきたいところが2点ございます。

1点目は、先ほどの共産党さん、会派のご発言の中で、タウンミーティング、これは私は出席していないので確認ができないのですが、時系列的に言うと、区長が国交大臣に会って、その後で審議官なり事務次官に会ったのだと、こういうご発言をされたということのようなのですが、そこについてご答弁が幾つかありました。その辺についてももう1回整理をしていただきたい。品川区としては、どういふことをされたのかということを確認をしたい。時系列をまず1点、確認をさせていただきたいということ。

それともう1つは、先ほど、品川区としては首長の動きを細かく詳細にまでは当然把握するものではありませんというような、そういうご答弁もあったと思うのですが、その把握をしていないといふところの意味ですね。いわゆる、公式の動きであれば、それは当然把握をしていると思うのですが、そこについてももう少し詳細に教えていただきたいと思っております。

**○中村都市計画課長**

まず、区長が審議官・事務次官に面会をしたというこの前後については、この審議官・事務次官に面会する以前からずっと、区としましては国に対して、この品川区に対する要望の課題の解決に向けた考え方について、具体的な案を出すように依頼をしてきたところがございます。そうした中、これは国に対して申し入れをしているものでございまして、これは国、すなわち国土交通大臣に対して申し入れる

と同等のことだというふうに考えております。また、審議官・事務次官に会う際には、大臣のほうに面会を申し入れ、そしてまず審議官・事務次官の面会が実現したというところでございます。そして、実際にお二方に会った後については環境影響等に配慮した方策が出されたというようなことで、さらに現在、今日でも引き続き区が直面している課題については、さまざまな課題解決に向けた案を具体的に出していただくよう、国に対して申し入れを行っているというところでございます。

また、この首長の動きについて全てを把握というところでございますけれども、公式の行事、こういったものについては当然把握はしているところでございますけれども、ただ、細かい行事、イベント等、こういったところで同席する者について、またそこで交わされた会話、こういった細かいものについて全てを把握するのは難しいと、こういった意味でございます。

#### ○あくつ委員

では、済みません。もう1点だけ。そのタウンミーティングの際に、そのタウンミーティングの話です。区長は国交大臣に会ったと、このようにおっしゃってらっしゃるのですか。そこは私も確認しようがないので、確認をさせてもらいたいということです。

#### ○中村都市計画課長

こちらは、審議官・事務次官のほうに面会して、大臣に話をお伝えいただくように依頼をしたところでございます。

#### ○あくつ委員

ありがとうございました。私からは以上なのですけれども、1点だけ、委員長のほうにもお話というか意見を申し述べたいのですが、先ほどもほかの委員が発言をされている中で、恐縮なのですが傍聴人の方が非常に大きな声を出されて、質疑に差し支えている状況が、私は確認ができました。これは、議事妨害と、そこまで言っているのかどうかわかりませんが、心理的圧迫にもなりますので、そこは委員長の仕切りとして、先ほどご注意はいただきましたけれども、今後もそこは公正・中立な立場でぜひお願いをしたいと、これは意見として申し述べたいと思います。

#### ○鈴木（ひ）委員長

わかりました。

ほかにご意見、いかがでしょうか。

#### ○石田（ち）委員

今、タウンミーティングのお話もありましたけれども、私たちは、議員もそのタウンミーティングに参加しましたし、区民の皆さんからもお話を伺いました。そして、そのときの議事録はきっとあるのですよね。そこは確認したことがなかったので確認させていただきたいのですけれども、私どもが聞いた中では、タウンミーティングで、区民の方が区長に、この新ルートの問題について質問をしました。そのときに区長は、「時期は失念しましたが、国交省へ行って国交大臣にそういう旨を伝えて、その後になったと思いますが、事務次官と審議官にお目にかかって」ということを言ったので、会ったのか、その旨を伝えたということは、何をどのように、会って伝えたのか、文書で伝えたのか、何を伝えたのかというのを知りたいということで、それを何も把握されていないということなので、では区長に聞かないとわからないのかなということになっているということです。

#### ○あくつ委員

話の途中で申しわけない。今、ここで言っていることは、先ほどの質疑、まさにそのとおりおっしゃっていらっしゃいました。ということは、会ったということはおっしゃっていないことは確

認できているということですね。わかりました。ありがとうございます。

**○安藤委員**

私、タウンミーティングにいたのですけれども、びっしりメモをとりました。「時期は失念したけれども、国交省に行って国交大臣にそういう旨を伝え、そしてその後になったかと思いますが、事務次官と審議官にお目にかかっている」ということなので、これは普通に考えて会ったとしか思えないと思うのですね。ですから、会ったものだと私たちは思っているから、代表質問でも質問したのですが、こういう公の場できちんとおこなわれている催しであるわけですから、委員長にもお願いしたいのですけれども、先ほど部長も、タウンミーティングの発言を少しこの場で紹介していましたが、やはりきちんと議事録として、資料として出していただきたいと思うのですけれども、それはお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

**○鈴木（ひ）委員長**

この場でということですか。それとも、次回のということでしょうか。次回のということであれば、正副で検討させていただきたいと思いますが。

**○安藤委員**

資料請求等は次回でも構いません。それは、資料請求ということなので、次回でも構いませんけれども。

**○鈴木（ひ）委員長**

少し待ってくださいね。

資料請求のほうも委員会のほうに諮るということですので、その件も合わせて皆さんからご意見をいただけたらと思います。

安藤委員、その続きが何かありましたら、いいですか。

**○安藤委員**

この後、意見を述べたら決議に入るということなのですかね。その前に態度表明とかしたほうがいいのですかね。

**○鈴木（ひ）委員長**

いえ、その後、皆さんから態度を伺います。各会派の態度を伺います。休憩中に検討していただいた態度を伺うことになります。

**○安藤委員**

わかりました。

**○鈴木（ひ）委員長**

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木（ひ）委員長**

それでは、先ほど石田ちひろ委員より、本委員会への区長の出席を求めたいと、タウンミーティングで区長が国交省へ行って、国交大臣にそういう旨を伝え、そしてその後になって事務次官と審議官にお目にかかってということになっているけれども、その国交大臣にそういう旨を伝えたということに対して、部長も課長も把握していないということで、区長の出席を求めたいと、そういう旨の発言がありました。出席説明の要求は委員会条例第19条により、委員会より議長を経て出席を求めることになっておりますので、これより各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来よりお願いいたします。

**○渡部委員**

先ほど申し上げましたとおり、必要なしです。

**○鈴木（ひ）委員長**

公明党。

**○若林委員**

冒頭に質疑もさせていただいて、品川区の把握していることを詳細にお聞きしたという認識でありますので、その必要はないと思います。

**○鈴木（ひ）委員長**

共産党、お願いします。

**○石田（ち）委員**

やはり、区長が国交大臣に、この大臣にというのが本当に重要だなと思っているのです。私たちも2月8日に国交省との懇談を、住民の皆さんと一緒に行ったのですが、国交省に対して、この新ルートの決定はどのようにされるのかと聞いたところ、首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会に理解をはかって、それらを受けて国交大臣が決定すると言ったのです。ですので、決定権は国交大臣が持っている。その国交大臣に対して、もし区長が、この容認の表明をしているのか。国策だから仕方がない、甘受するというのを、このタウンミーティングでも言っているの、このことを国交大臣に言っているとすれば、もう決定する国交大臣としては、ああ、品川区の理解は得られたなと思ってしまうと思うのです。ですので、ぜひ区長に真実を聞きたいというのが私たちの思いですので、ぜひよろしくをお願いします。

**○鈴木（ひ）委員長**

では、民進・無所属、お願いします。

**○大倉委員**

我が会派としては、先ほど理事者のほうの答弁でもありましたし、審議官、事務次官を介して、その旨を当然大臣に伝わるといった意味においては、区長の出席はしなくて結構だと思っております。

**○鈴木（ひ）委員長**

わかりました。今、各会派からのご意見を、態度を伺いました。今の態度のご発言からすると、委員会から区長の出席を求めるといふことに対しては、賛成者少数につき、区長の出席を求めないこととし、引き続き質疑を行いたいと思います。

それでは、引き続きのご発言をお願いいたします。

**○安藤委員**

資料請求の件はどうなったのでしょうか。

**○鈴木（ひ）委員長**

そうですね。はい。わかりました。

今、安藤委員から、タウンミーティングのときの議事録というのはあるのかどうか、まず課長からお願いしたいと思います。

**○中村都市計画課長**

こちらは区のホームページに今、公開されておりますので、現在でも閲覧が可能となっているかと思っております。

○鈴木（ひ）委員長

そうですか。

○石田（ち）委員

それは議事録という形で、こういうことを話しましたという概要ではなく、区長が言ったことがおおむね正確に載っているというものになるのでしょうか。今こちらも確認しようと思うのですが。

○中村都市計画課長

区の公のページに載せるものでございますので、その趣旨をしっかりと伝えるための記録として掲載がされております。

○鈴木（ひ）委員長

では、とりあえずまた確認していただいて、どうしてもということになれば、またご発言をお願いしたいと思います。

それでは、引き続いて質疑を行いたいと思いますので、ご発言のある方はお願いいたします。

○石田（ち）委員

引き続き。

○鈴木（ひ）委員長

引き続き、どうぞ。

○石田（ち）委員

区長はこの場に呼ばないということで、本当に残念に思いますけれども、これだけ区の大事なことを、区長がどう動いたのかもわからないというのは、本当に区議会としても、何で知りたいと思わないのかというのは、私は疑問で仕方ありません。これだけ重大な問題なのに。区の安全・安心がかかっているのにと思いますけれども。

それで、審議官と事務次官に会ったということも、そこはもう明らかなわけですね。資料は皆さんに示させていただきましたけれども、その中で話されていること自体も、容認を表明していると思うのですね。先ほど課長から、機能強化には一定理解するというところで、品川区に対しても課題はあるので、その解決に向けた懇談というか、面接だったということなのですからけれども、要は機能強化に一定理解するという、このこと自体がもう新ルートへの理解ということになるのではないのでしょうか。伺います。

○中村都市計画課長

この首都圏空港の機能強化についての区の理解というのは、これは繰り返しの答弁になりますけれども、世界の中の日本、そして日本国内の経済の発展、こういった趣旨について一定の理解をするというものでございます。ただ、品川区上空を飛ぶことについては課題があるという認識でございます。

○石田（ち）委員

またタウンミーティングの話を出させていただくのですが、この場で区長は、この羽田の増便は国策として、日本の国としてオリンピックを成功させるためには、インバウンドを充実していく国の政策として不可欠だと、それは理解するとおっしゃっているのです。羽田の増便は国策として不可欠だと。これは新ルートのことではないのでしょうか。伺います。

○中村都市計画課長

国が言っている機能強化は増便ということが一番大きなポイントです。これは、機能強化は増便でございますが、その増便が品川区上空というふうに区としては捉えておりません。

○石田（ち）委員

機能強化というのは、より安全性を高める機能強化なら私たちも何も言わないのです。ですけれども、今回の機能強化は都心上空を巨大旅客機が低空飛行すると、この品川にとっては超低空で飛行するというのが機能強化策ですよ。それが案として出されているわけですよ。そして、区長も増便はということで、国策として仕方がない。しかし、品川区というふうに捉えれば、デメリットしかないということで、やはり増便は区にとってデメリットということは、新ルートということですよ。ですので、この機能強化というのは新ルートも含まれ、品川上空低空飛行も含まれているということだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

#### ○中村都市計画課長

事実といたしましては、この新ルートは品川区上空を飛行する、こういった案が出されたものでございます。ただ、区が理解しているという理解の意味は、それとは別のことで、先ほどの答弁を申し上げたとおりでございます。

#### ○石田（ち）委員

これだけ請願も陳情も出されて、この新ルートのことが問題になっていまして、それに対して区長が発言したことが大きな問題になり、そしてそれに対してもう課長たちが火消しにかかっている、そういう感じにしか受け取れません。理解を示してしまったことに対して、機能強化という大枠にくくる、このごまかしとしか思えないのですけれども、まさしくこの機能強化は、今、国が提案している、今提案されている機能強化というのは、この品川上空、都心上空を増便して、オリンピック・パラリンピックに向けてインバウンドを増やしていく、充実していくということを国も言っていて、それは不可欠だと区長も言っているのです。ですので、これはぜひお認めいただいて、この機能強化イコール新ルートということで議論を進めていきたいのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○中村都市計画課長

まず、国のほうでは機能強化について品川区上空を飛行する案というものが出されたというのは、これは事実でございます。ただ、これについて国のほうではまだ案がとれたというような認識はないということ、また、品川区がこれを了承した、あるいは了解した、こういった認識も国としてもない、これは当然区のほうもそういった回答をしていないものですから、当然ではございますけれども、そういった前提で今、国がこの案、出した案に対して、さらに対応策としてどのようなものができるのか、こういったものを今、具体的に出してくださいとお願いを求めているところでございます。ですので、品川区としては現在、案に対して了解もしておりませんし、まだ賛成・反対といった、こういった段階ではないと認識をしている、こういったところでございます。

#### ○石田（ち）委員

もう、この場では、課長としては機能強化イコール新ルートというふうには言えないのかなということだと思います。

それで、先ほどもありましたけれども、こうした区長の直接の面接によって、品川区関連の配慮事項につながったとおっしゃっていますけれども、これは配慮事項といっても、全くもって区民が求めるものではないですよ。飛ばしてからの配慮事項ですので、もう飛ばしてくれるなど、この品川の安全を守ってほしいということが区民の願いですので、審議官・事務次官に会ってこういった理解を示していること自体も許されないことだと、そしてそれを説明もしてこなかったことは、本当に重大な背信行為だと私も思っています。ですので、やはりこういった区長の、この間一連の言動については大問題ですし、引き続き私たちは追及をしていきたいと思っておりますし、そしてこの新ルート撤回の表明を、やは

り改めて国交省にすべきだと思います。

**○鈴木（ひ）委員長**

ほかには、いかがでしょうか。

ないですか。いかがですか。

**○安藤委員**

まず、先ほどの議事録の話なのですけれども、やはり抜粋なのですよ。意図的なのか分かりませんが、私たちが紹介しているところが抜けております。私たちが紹介したのは、時期は失念したが、国交省に行って国交大臣にそういう旨、これは区民にとってはデメリットしかないということですね。そういう旨を伝え、そしてその後になったと思いますかと書いているのですね。その前段が全く抜けて、国交省に参りまして云々というふうには始まっているのですよ。ですから、これはちょっと不十分なので、やはり資料請求をします。ぜひすべきだと思いますし、生のデータはあると思うのですよね。データを出していただきたいというか、データをそのまま起こしたものを提供していただく必要が、私はあると思いますので、まずはそのことを委員長に求めたいと思います。

**○鈴木（ひ）委員長**

今、要求があったのですけれども、テープを起こしたものであるのか、また、起こしていただくという、もちろんテープをとってらっしゃると思うのですけれども、そういう資料を区のほうとして準備して。それよりも、あれか。委員の皆さんに、その議事録を要求するということになれば、議事録を起こしていただくということにもなると思いますので、委員の皆さんに、その議事録を正確なところでどういう発言だったのかという議事録としての資料を求める、求めてほしいという安藤委員からの提案ですけれども、それに対してご意見あったらお聞かせいただきたいと思います。

**○渡部委員**

もう先ほどと全く同じで、区のしかるべき幹部の職員の方々、区長と同席をして審議官なり事務次官と会っているということは、もう国土交通省と会っているということで、もうイコールでございますので、これ以上必要ないと思います。

**○若林委員**

この、いわゆる羽田関連についての質疑の中では、もう一定の質疑、本当に理解、認識できる質疑が私はあったと認識していますので、この場で請求はどうかと聞かれれば、もう必要ありませんという答えでございます。

**○鈴木（ひ）委員長**

民進党、お願いします。

**○大倉委員**

私ども、先ほどお話をしたとおりだと思っていますので、特にその資料請求は必要ないと考えています。

**○鈴木（ひ）委員長**

ということで、ほかの方は資料要求をする必要はないということですので、資料要求は委員会としてはできないという状況です。

続きましての発言、よろしく願いいたします。

**○安藤委員**

大変残念ですよ。私は、区議会、今回の請願でも、陳情・請願でもありますが、品川区議会も問わ

れているのですよ。品川区議会が、区議会自体が計画撤回を申し入れていただきますよという請願も出ていますが、一番住民に身近な議員がこのようなことでいいのかと、理解として私は、意見書は出しましたけれども、本当に一致して、撤回決議を上げてもおかしくない、そういう重大な内容だと思えますので、そうしたことに、これからの問題にかかわる、決定にかかわるような重大なところで、区長のことをかばうようなことは、私は理解としてどうなのかなと、重大な危機感といいますか、怒りも含めて抗議したいと思います。それは、でも皆さんの判断ですから、それは判断の自由はありますけれども、意見だけ述べさせていただきます。

そして、伺いたいのは、今、石田ちひろ委員からも何度かありましたが、機能強化、もう詭弁なのです。結局、機能強化は理解していますけれども、新ルートは理解していませんというのは、誰がどう聞いても、普通の感覚の区民の人が聞いたら、それって違うことなのですか。だって実際にこの区民の方は、国交省が開いているオープン型説明会にも参加してまして、もう国交省から嫌というほど品川区の上を飛ぶルートを聞かされて、説明されて、具体的な不安なども聞いているわけですね。それで、国交省が進めている新ルートと機能強化、増便は別だというのは、それはちょっと理解できない感覚、それが普通の感覚だと思いますので、そういう詭弁はやめていただきたいと思います。機能強化は理解して、いや、増便は理解していると言うが、現在提示されている品川の上を飛ぶ新ルート案は理解しているわけではないと、了解していないということですが、伺いますけれども、では、今提示されている新ルート案以外に、国が示している増便策というのはあるのですか。これはないと思うのですけれども、私はイコールとして国が出していると思うのですけれども、そちらはどうなのでしょう。伺いたいと思います。

#### ○中村都市計画課長

国から出された今回の新飛行経路案に対しましては、さまざまなルートを検証したということでございますけれども、やはり一番、国としても目標を達成する、実現するための方法としては、今回の新ルートが最適だと、そういう説明を受けております。

#### ○安藤委員

最適だから、国はこのルートのみを提示しているわけですよ。ですから、新ルート案、現在のルート案イコール増便そのものだと私は思うのですよ。しかも、11月30日の行革委員会の請願審査の中で請願の内容に書いてあったのですが、なぜ43年前の区の判断が今回変わったのですか、以前は反対していたじゃないですかと聞いたら、課長さんが、過去にルート案の変更案があったときには、さまざまな案の中でもっと品川区にとっていい案があったということで、そちらを採用してくださいということであった。ただ、今回の新ルート案につきましては、もうさまざまなシミュレーションを行った結果、選択肢がもうこれしかないということで、国から説明があったものだから、今回はこの時点で前回のように反対という判断にはなりませんということだったのですよ。区自らが、ある意味、今もほとんど認めていたようなものだと思うのですけれども、機能強化・増便イコール今提示されている新ルート案だと認めていると思うのですよ。区が言う機能強化への理解というのは、新ルート案の理解と何が違うのですか。もう一度伺いたいと思います。

#### ○中村都市計画課長

国の機関であります国土交通省の考えとしては、日本が諸外国と対等に経済活動が行われる、そういった地位をしっかりと維持していく、こういった大きな目標があるという、これは区としても国の動きに対して理解をするというところで、この機能強化案の中の国を国として維持するための活動の1つ



であるというところから認識をしているというものでございます。

**○安藤委員**

そうした国に理解を示している、大事な国策だと言っていますその機能強化を、今回の新ルート以外に、何かその強化策は出されているのですか。今回の品川の上を飛ぶルート以外に、何かほかの方策を国は出していますか。出していないと思うのですけれども、いかがですか。

**○中村都市計画課長**

現在、案が出されているのは、現在の案1つだということでございます。

**○安藤委員**

この案しか出されていないのですよ。だから、品川区は、もうこの機能強化に賛成するということは、イコールこの案に賛成するということと同じだということを、もう強く自覚していただきたいし、そのような理解を私は示すべきではないと思います。機能強化だって反対すべきでしょうと私は思いますよ。この、今の国が示しているような機能強化に関しては、断固反対すべきでしょう。なぜ反対しないのですか。伺いたいと思います。

**○中村都市計画課長**

再三ご答弁申し上げておりますとおり、今回、国から出された案に対して、現在、品川区としましては必要な情報を求めているところでございます。これは具体的なルートや、あるいは騒音、こういったものもございまして、またそれに対して国としてどういった対応が考えられるのか、こういったところが具体的に国として出されませんと、区としても判断をしかねるところから、今現在は国に対して強くその方策について求めているところでございます。

**○安藤委員**

それはもう認識が甘いですね。どんな方策が出たとしても落下物は防ぐことができませんし、防音対策をやったところで屋外に出ないで生活するわけにはいきませんし、万が一の墜落事故の危険だってはね上がるわけですね。大気汚染の問題だってありますし、具体的な情報を幾ら待っても、これは到底、この計画自体が、何度も紹介していますように世界でも、日本でも例がない首都圏のど真ん中を長時間にわたり低空飛行するという、そういう非常に常軌を逸した計画なのです。ですから、どのような具体的な情報が来ようが、私はもうこの時点でそれを待っているなどというのは、区民の命と財産を預かる区の判断としては間違っていると思いますけれども、いかがでしょうか。

**○中村都市計画課長**

区として、まだこの新ルート案に対して、了解あるいは承認、こういったことを行った事実はございませんので、今の時点、現時点におきましては、国としてどのような対策が考えられるのか、そういったものを提示をしていただくというところを、引き続き強く求めてまいりたいと思います。

**○安藤委員**

了解をしていないと言いますが、機能強化には了解しているわけですから、先ほど言いましたように、これを了解するということは、もう新ルートを了解しているということと同じなのです。ゴーサインを出しているのですよ。はっきり言って。だからそういう対応が間違っていると私は言いたい。そして、もう1つお伺いしますが、陳情等でも切実な思いが伝わっていますが、撤回させると、もう叫びのようなことが書いていますよね。区に撤回するために意見を言ってほしいと書いてあるわけですが、私たちは区が、品川区、最も着陸の寸前で大変な区の1つですから、国も注目していると思うのです。もう品川区さえ理解してもらえば、これは行けるぞと思うと思うのですよ。品川

区が計画の撤回を主張すれば計画はとまるというようなことを歴史の事実が証明しているのだということで、過去の沖合移転、海上ルートに変えさせた国交大臣と、そうした海上ルートへの変更を約束させた確認書などを紹介したり、あるいは浦安市の問題、2004年にもそういったことがあったということを紹介してきましたけれども、肝心の区はそのように思っているのですかね。伺いたいと思うのですが、区が計画の撤回を主張すれば、計画はとまると思っているのですか。この時点で賛成・反対は表明しないというのは、品川区としての自らの発言の重さ、影響というのをどのように自覚しておられるのか。この重さというのを自覚していますか。ぜひ聞かせていただきたいのですけれども。

#### ○中村都市計画課長

この国から出された新飛行ルート案、こちらについては区としても重く受けとめているところでございます。これは再三ご答弁申し上げているとおりでございます。また、今まで区は、国に対して必要な情報と具体的な対応策について求めてきているところでございますけれども、このまま国が具体的なものを示さずに進めるということがあれば、それに対して区は、やはり納得できるものではないというふうに考えてございます。したがって、国に対して今まで、引き続き求めてまいりますけれども、それを着実に国として、国の責任において区民の皆様の不安の払拭をしていただかなければ、やはり区としてこれも納得できるものではございません。引き続き、今までも増して強くこの辺を国に対して申し入れを行っていきたくと考えております。

#### ○安藤委員

私が伺ったのは、区が計画の撤回を主張すれば、反対を表明すれば、計画はとまると思わないのですかということ伺ったので、もう一度お聞かせください。

#### ○中村都市計画課長

これから区がどのように行動を行っていくかということについては、これは今までも申し上げておりますとおり、国から必要な情報の提供を受け、そして必要な対応策、これを具体的に示していただく、こういったものが必要だと考えております。

#### ○安藤委員

ちょっとお答えがないのですよね。そういう、この陳情等で出されている撤回をさせてほしい、撤回してほしいと、そのために区が意思を表明してほしいというのが、やはり区民の方々の思いですので、そちらにきちんと答えることが品川区の役割だと私は思います。不安の払拭、払拭と言いますけれども、払拭されると思うのですかね。これは、どのような対策をとったとしても、品川区の上を1時間に44機の飛行機が低空で飛んでいくということが実行されれば、その不安は払拭されることは、私はないと思います。その不安が払拭されることがないのを払拭するよう求め続けていくというのは、これは事実上もう計画に反対しない、未来永劫反対しないということにしか聞こえないのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○中村都市計画課長

区民の皆様の不安を払拭していただくためには、やはりこの今回の新ルート案に対して理解を深めていく必要があると考えております。そのためには、国がやはり地域の皆様に対して、この飛行ルート案がどのような内容か、またそれに対してどのような影響があり、どのような対応策が考えられるのか、こういったものをしっかりと説明をする義務があると区は考えております。したがって、今まで申し上げておりますとおり、国に対してしっかりそういったところの対応をしていただくようお願いをしているところでございます。

### ○安藤委員

私は今の認識は間違っていると思います。理解を深めていくことが必要、どのような内容か、どのような騒音か、これは知れば知るほど不安は強まるでしょう。これで、「ああ、80デシベルか、そうか、不安はなくなった」という人はいませんよ。これは落下物の危険だってあると。大気汚染だって、ではきちんと理解を深めることが必要、どのような計画かと言うのだったら、このルートによって現在でも基準を超えているPM2.5の値がどうなるかということすら明らかにされていないではないですか。それが仮に明らかにされたとしたら、不安が強まるでしょうと。ですから、全然私は今の品川区の認識というのは、品川区民の思いともかみ合っていないし、とるべき対応ではないというふうに言いたいと思います。

まだ幾つかお伺いしたいのです。先ほど示させていただきました私たちの資料では、少し話が戻ってしまうかもしれないのですが、審議官や事務次官がそろってご理解に感謝と述べているのですね。これは誰が見ても、最も理解を得ることが難しい品川区さんが新ルートに了解してくれたという感謝にしか見えません。この感謝とは何に対しての感謝だと区は理解しているのでしょうか。それを伺いたいと思います。

### ○中村都市計画課長

今回、提示していただきましたこの資料の中の文面を見ますと、やはり区として、国策として必要な事業であるということに対して理解をする、そういった立場であるというふうに述べているところでございます。その後に審議官・事務次官が理解に対して感謝ということでございますので、この国策としての機能強化案に対して理解をしたということについて感謝をしていただいているものというふうに認識をしております。

### ○安藤委員

これは感じ方の問題かもしれませんが、これは一般的な機能強化に対する感謝だというふうに思う人はなかなかいないと私は思います。もしそういうふうに言うのであれば、あくまでこれは機能強化、一般の理解に対する感謝なのだというのであれば、改めて、増便一般を理解しただけであって、新ルート案を了承したものではないですよと国に伝えるべきだと思うのですよ。それを求めたいのですけれども、いかがでしょうか。

### ○中村都市計画課長

区といたしましては、まず地域の皆様の不安の払拭、これが最も重要なことだと思います。これは、国がもしこの政策を進めるのであればということでございます。したがって、区といたしましては、今、賛成・反対といったところの判断をするという段階ではございませんので、まず地域の皆様に対する不安の払拭、こういったものを国に対して引き続き求めていくということでございます。

### ○安藤委員

私が伺ったのは、あくまで機能強化一般に対する理解に対する感謝というふうに言い張るのであれば、そういうふうに判断しているのであれば、この委員会でも何度も区自身がおっしゃっているのですね。新ルート案は了承したものではありませんよということを、きちんと改めて国に伝えるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうかというふうに伺ったので、お答えいただければと思います。

### ○中村都市計画課長

一部のマスコミ等の報道で、区が了解したというような報道も過去にはございました。そういったところで、区も国に対して申し入れを行った際には、国としても、やはり区から直接了解あるいは承諾、

こういったものをいただいた認識はないというふうに、国からも説明を受けております。

#### ○安藤委員

すぐく受け身なのですけれども、品川区からも改めて、了承したのではないとあえて伝えるべきだと思うのですが、そういう積極的な意思がないというのは、私は非常に品川区の姿勢を疑ってしまいます。

最後に伺いたいのは、代表質問で国と品川区の一連のやりとりについて情報公開請求をしました。区は不存在と回答しましたが、国交省への要請内容を文書にしたのですか、しなかったのであればその理由は何でしょうか、また、つくったのに保存していないのか、保存しない理由を伺いますというような旨を代表質問で質問いただきましたが、しかしこれについての明確な答弁はなかったかなど。口頭で伝えましたということだということなのかと思うのですけれども、質問では、文書にしなかったのであればその理由は何なのかとも伺ったので、お答えいただきたいと思います。

#### ○中村都市計画課長

代表質問に対する答弁の中では、口頭で求めたというふうに答弁をさせていただきました。これは、区といたしましても、公式的な会議などは別だと考えますけれども、全てのやりとり、個々のやりとりに対して文書で記録を残すということは、現実問題としてはなかなか難しいと考えます。

#### ○安藤委員

これは、いろいろなやりとりがあると思うのですけれども、品川区の将来にとって、区民にとって重要なやりとりの中の1つだと思うのですね。そうした中で、今回のやりとりの中であえて文書にしなかったという理由は何かと聞いたので、お答えください。

#### ○中村都市計画課長

特に文書にしなかった、あえて理由はございません。文書にする必要性がなかったということでございます。

#### ○安藤委員

必要性がない。この件について必要性がないというふうには普通は思わないような重大問題、やりとりだと思うのですけれども、何で必要性がないというふうに思ったのですかね。何か理由があるのですかね。普通は文書を、しっかりとした区長の要望を伝えるわけですから、しっかりと伝えるためには文書を普通つくと思うのですね。その必要性がないと、この件に関してはという、その理由を伺いたいと思います。

#### ○中村都市計画課長

一般の会議であるとか公式な会議と違いまして、こういった個々の1つ1つのやりとりについてあえて記録を残して過去に言った言わない、あるいはこの約束が履行されていないからどうだという、そういった、後でこれを読み返すとか、そういった必要も特にないというところです。また、こういった個々の話し合いであるとかやりとりについて、現実問題として全て文書に残しておくというのは実際には不可能で、ただ、区として公に記録として残しておく公式的な会議、こういったものはしっかりと記録を残して、さらに情報を公開をしておりますけれども、今回、そういった理由で文書に残さなかったものについて請求をいただいても、まことに申しわけございませんが、ものとして、書面としてなかったということでございます。

#### ○安藤委員

今回、私たちが提示した国の文書では、今日示したような内容だったということで、概要の資料が出

たわけですね。これは国が作成したということなのですから。一方で、区は口頭だけで済ませるとするのは、ちょっと到底思えないと思うのです。本当は文書を作成したのだけれども、あえて、いや、作成したことにしなかったことにしようというふうに考えたとは思いたくないのですけれども、作成していないということでお間違いないのかというのを1つお聞かせいただきたい。そして合わせて、最後になりますが、課長さんが去年11月30日の行革委員会で、事務次官と審議官に会ったのはいつですかと私が聞いたときに、記憶では一昨年だったと思いますということでお答えしていたのです。実際には、昨年は2017年なので、一昨年となると2015年ということになるのですけれども、なぜ一昨年と言ったのかなど。何かそこに、この2回以外、事務次官と審議官に会った以外にも、どんな形であれ、それとは別に2年前に、2015年にも国に交渉して出向いた機会があった、だからそういうふうにお答えしたのかなど、ちょっと思ってしまうのですけれども、そういう機会はあったのではないですか。伺いたいと思います。

#### ○中村都市計画課長

まず、この文書というものが存在しないことは事実でございます。また、私が昨年、記憶でおとしと言ったものも、あくまで記憶であり、失念をしておりました。まことに申しわけございませんでした。この一昨年に実際に会った事実というのは、これは私の職責に誓いまして、ございません。

#### ○鈴木（ひ）委員長

ほかにご意見いかがでしょうか。

#### ○塚本委員

請願第5号のほうの請願要旨のところについて、若干今までの質疑ともかぶるところはあるかもしれませんが、改めてきちんと確認をしたいという意味もこめて質問をさせていただきたいのですけれども、この新ルート案等に対して、国交省との交渉の到達点を区民に公開すること、国交省との交渉状況について区民の意見を聞く場をつくること、こういうふうに述べられておりますけれども、これまで品川区としては、基本的にこういうさまざまなことについて、品川区としてのいわゆる懸念事項、騒音なり落下物なり、もし品川区上空を飛ぶということになればということでの懸念事項等を伝えてきて、それに対して、国交省に対してさまざまな要望をしてきているというスタンスであったかと思えます。それに対して、この請願の要旨からすると、国ではなく品川区が国に先駆けてと言うか、品川区独自としてと言うのですか、そのようなニュアンスでの趣旨かというふうに思いますけれども、そういうことについて品川区としてのお考えはどうかということが1つ。

それから、その後、合意もなしに実施されることがないようにというようなことになっております。品川区はここについても、これまで国交省に対してずっとこの間、区民の理解を得る努力をせよということをお求め続けてきているかと思えます。そういったこれまでのスタンスから、合意もなしに了承ということに関して、品川区としてはどのようなお考えなのか、この2つについてご答弁をお願いいたします。

#### ○中村都市計画課長

まず、区といたしましては、区民の皆様から常にいろいろな意見をいただいて、そしてそれをしっかりと国のほうへ届けているところでございます。これは意見をいただくごとに確実にしっかりと届けているところでございます。また、この意見を聞く場といたしましては、これまで国がオープンハウスではございますが説明会を開いてまいりました。ただ、これも区として十分とは考えておりません。また、教室型説明会を含むさまざまな形の説明会を行っていただくように求めているところでございます。ま

た、仮に区が区のみでこういった意見を求める場を設定したとしても、やはりそれに対してお答えをすることができないと。やはり、責任を持ってしっかりお答えをしていただくのは、やはり国の責任であるということは、これはもう動かないところだと思います。したがって、国がしっかりと責任を持って説明の場を設定していただいて、区民の皆様に必要な情報を提供し、そして理解を深めていただいて、不安も払拭をしていただく、こういった可能な限りの手段を行っていただきたいというところの意味で、今までも国に対していろいろな説明の場を設定するように求めてきたところでございます。

また、合意もなしに実施をしないようにというところでございますが、これはやはりしっかりと国に対して、区も説明を受け、また区民の、地域の皆様にも説明をしていただいて、そういった中で区としても考えを示していく必要があるかと考えております。

**○鈴木（ひ）委員長**

よろしいですか。

**○塚本委員**

はい。

**○鈴木（ひ）委員長**

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木（ひ）委員長**

ほかにご意見がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それではまず、平成30年請願第1号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いいたします。また結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは自民党・子ども未来からお願いいたします。

**○渡部委員**

本日結論を出していただいて結構です。私どもとしましては、この請願に対しまして不採択というところをお願いを申し上げます。もうこの間、行財政改革特別委員会の中でさまざまな意見等も発言をさせていただいております。会派として各種勉強会も重ねました。また、地域からのヒアリングもそれぞれのチャンネルを通じて行っております。今回の請願に入っております、また後ほどの陳情にもありますが、マンションの資産低下云々というくだりのところがありますが、この辺に関して私たちも結構勉強してまいりましたが、何も証明ができません。なかなか、国際的に調べましても、これは全く出てきません。そのようなところで、こちらのほう不採択です。

**○鈴木（ひ）委員長**

次に公明党、お願いいたします。

**○若林委員**

継続でお願いいたします。

**○鈴木（ひ）委員長**

共産党、お願いいたします。

**○安藤委員**

本日結論を出すので、採択なのですが、やはり2020年の実施計画まで2年を切りまして、品川区議

会もしっかりと区民の皆さんの願いを受けとめて、計画撤回の決議も上げるべきだと、私は思います。採択を主張いたします。

**○鈴木（ひ）委員長**

それでは、民進・無所属、お願いいたします。

**○大倉委員**

本日結論を出すということで、不採択でお願いしたいと思います。今までも私どももさまざま勉強会をしていく中で、今まで議会としても意見書を出しておりますし、案の中でというところでしっかりとまたこのまま議論を続けていく中では不採択でお願いしたいと思っております。

**○鈴木（ひ）委員長**

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採決いたします。

それでは、平成30年請願第1号を、継続とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

**○鈴木（ひ）委員長**

ありがとうございます。

賛成者少数につき、結論を出すと決定をいたしました。

それでは、平成30年請願第1号は、結論を出すということに決定をいたしました。

それでは、公明党のほうの態度をお願いしたいと思います。

**○若林委員**

それでは、結論を出すということでございますので、これまでどおり、この新ルートについての賛否を表明する内容については、不採択という答えを出させていただきます。

**○鈴木（ひ）委員長**

わかりました。

それでは、お諮りいたします。

平成30年請願第1号 2020年実施計画に基づく「品川上空飛行ルート」の中止を国交省に求める請願を採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

**○鈴木（ひ）委員長**

ありがとうございます。

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、平成30年請願第5号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いいたします。また結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは自民党・子ども未来からお願いいたします。

**○渡部委員**

こちらも、本日結論を出していただいて、答えから申しますと不採択でお願いをいたします。私ども議会といたしましても、国交省のほうにはさまざまな形で、去年の意見書の提出などでも細かい不安払拭を図るための説明会等も求めてまいりますので、直接やはり国交省が説明をしていただくべきと考え

ますので、不採択です。

**○鈴木（ひ）委員長**

それでは公明党、お願いいたします。

**○若林委員**

この内容については、先ほど質疑をさせていただきました。しっかり国としての責任を果たしていただく、これがもう第一義でございますので、不採択で結構でございます。

**○鈴木（ひ）委員長**

結論を出すで、不採択ね。

**○若林委員**

結論を出すで、不採択です。

**○鈴木（ひ）委員長**

わかりました。

共産党、お願いいたします。

**○安藤委員**

結論を本日出すということで、採択なのですが、これは新ルート決定に重要なところにかかわる問題で、区長が今国とどういうやりとりをしているのだというところに対して、非常に今大きな関心と、そして怒りも寄せられているという中で、それをしっかりと区民にも明らかにしろと、その説明をできるのは、どんな交渉をしているのかというのは区しか言えないですね。ですから、区がそういう説明の場を、意見を聞く場、説明する場を求めるという内容ですので、私はこれは当然採択すべきだと思います。

**○鈴木（ひ）委員長**

次、民進・無所属、お願いいたします。

**○大倉委員**

本日結論を出すで、態度については不採択でお願いいたします。品川区もさまざま今、国交省のほうに求めている、区民の意見を聞くというのは非常に大切なのですが、区が直接この意見を聞く場を設けるということではなくて、しっかりその辺は国のほうで対応していただくことが大事だと思っておりますので、それをお願いいたします。

**○鈴木（ひ）委員長**

それでは、平成30年請願第5号につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木（ひ）委員長**

それでは、平成30年請願第5号は、結論を出すことに決定をいたしました。

先ほどの質疑で、それぞれの方のご意見を伺いましたので、平成30年請願第5号につきましては、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。

平成30年請願第5号 羽田空港増便による低空飛行について、国交省に対する区の対応に関する請願を採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕



**○鈴木（ひ）委員長**

ありがとうございます。

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定をいたしました。

次に、平成30年陳情第5号の取り扱いについて、ご意見をお伺いしたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いいたします。また結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは自民党・子ども未来からお願いいたします。

**○渡部委員**

やはりこちらも、本日結論を出していただいて、陳情者の方の心情もお察しますが、先ほど申し上げましたように不動産価値云々のところというのは何も答えが出ません。それで何よりも、私どもこの話というのはもう3年半以上前から議論をしております、降って湧いたと言いましても、もう3年半以上たっている話でございます。その中で内容も確認させていただきましたが、引越して1年がたとうというところでございます、もうそのころには議会も活発に議論をしていたところかなというふうに考えてございます。不採択でお願いいたします。

**○鈴木（ひ）委員長**

公明党、お願いします。

**○若林委員**

継続でございます。

**○鈴木（ひ）委員長**

次、共産党、お願いいたします。

**○安藤委員**

本日結論を出すで、採択なのですが、やはり計画の撤回を区は強く主張すべきだと私は思います。それが計画撤回につながります。あと、資産価値の問題も深刻だと思います。実際にはもう再開発のマンションのチラシに資産価値にかかわるような環境悪化というような記述も出ておりますし、あと、豊中市のほうでは、資産にかかわる税金を軽減したりというようなことも行っていると聞きます。ですので、やはり行政も資産価値に影響があるのだということで、固定資産税などの措置をしているのだと思います。やはりこれは影響が大きいと思いますので、この点からもこの計画は撤回をすべき、この陳情は採択すべきだと思います。

**○鈴木（ひ）委員長**

それでは民進・無所属、お願いいたします。

**○大倉委員**

本日結論を出すということで、態度としては不採択でお願いいたします。この間、先ほども話があったように、議会ではさまざま議論をしてきて、意見書も提出したところであります。まだ案というところで、この意見書に関しては不採択でお願いしたいと思います。

**○鈴木（ひ）委員長**

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採決いたします。

それでは、平成30年陳情第5号を、継続とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございます。

賛成者少数につき、結論を出す決定をいたしました。

それでは、公明党、態度をお願いいたします。

○若林委員

継続を主張いたしましたが、結論を出すということですので、先ほどと同様、不採択ということをお願いいたします。

○鈴木（ひ）委員長

それでは、平成30年陳情第5号につきましては、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。

平成30年陳情第5号 羽田離着陸新ルート計画中止を求める陳情を採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございます。

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定をいたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩といたします。

○午後12時11分休憩

○午後 1時15分再開

○鈴木（ひ）委員長

それでは、会議を再開したいと思います。

---

## 2 特定事件調査

基礎自治体のあり方に関すること

～地域共生社会について

○鈴木（ひ）委員長

次に、予定表2の特定事件調査を行います。本日は、基礎自治体のあり方に関することのうち、地域共生社会についてを主題とし、議論を行っていきたいと考えております。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○大串福祉計画課長

それでは私から、共生社会についてということでご説明したいと思います。恐れ入ります。お手元の資料をごらんいただきたいと思います。共生社会に向けた区の取り組み状況についてということでまとめさせていただいております。

まず1番目、共生社会とはということですので。制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域の住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながる、こういったことで住民1人1人の暮らしと生きがい、これをなし遂げ地域をと

もにつくっていく、こういった社会を目指すというものが共生社会というもので示されております。

続きまして、2番の第三期品川区地域福祉計画の策定ということで載せさせていただいております。私も福祉計画課のほうで所管している計画は2つございます。「すべての人にやさしいまちづくり推進計画」、それから「地域福祉計画」、この2つです。そのうち、やさしいまちづくり推進計画につきましては、平成30年度に計画期間が満了となります。地域福祉計画については、満了ということではありませんけれども、この2つの計画、非常に類似したものであるということですので、この2つを統合し、改めて第三期の地域福祉計画、これを策定しようというふうを考えております。策定に当たりましては、国が提唱する地域共生社会の実現に向け、地域福祉を推進するための必要な規定の整備を行っていくというところで考えております。

その下、箱になっておりますが、国の動向ということで載せさせていただきました。我が事・丸ごとの地域社会、地域共生社会の実現に向けてということで出されているものです。これに基づきまして、平成30年4月施行になりますけれども、社会福祉法が改正されるというところです。主なものとしては、住民に身近な圏域での我が事・丸ごとの体制を整備する、他人事を我が事に変える働きかけを行う、あるいは多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握および連携による解決、こういったものを進める、また、福祉の各分野における共通事項を定め、個別計画の上位計画としてこの地域福祉計画を位置づけるというもので示されたものです。

右のほう、今申し上げました計画策定のスケジュールを載せております。今現在、その策定に向けて区民アンケートを実施したところでございます。内容につきましては、昨日の厚生委員会で報告をさせていただいております。それで平成30年度、年度が変わりまして策定委員会、今のところ全5回の委員会を考えているところです。また、合わせて地区懇談会ということで、各地区、皆様方のご意見を賜りながらといったところで、各地区2回やっていこうと、また、平成31年3月末に、その前にパブリックコメントを実施させていただいて、策定としては来年度末を予定しているものです。なお、策定委員会の構成といたしましては、委員長に学識経験者、また委員には福祉・医療関係団体、あるいは地域関係団体、区内企業や区民代表等を交えた形で策定を進めていきたいと考えているところです。

続きまして3番目、品川区の取り組みというところでございます。まず(1)が支え愛・ほっとステーション、こちらで行っております生活支援体制整備事業というものを挙げさせていただいております。これも各委員ご案内かと思いますが、昨年6月に支え愛・ほっとステーション、新規に5カ所を開いたしまして、品川区全13地区で支え愛・ほっとステーションが開設されてきました。これによりまして、平成28年4月から進めてまいりました生活支援体制整備事業の協議体、それから生活支援コーディネーター、これの整備が完了したといったところで、身近な場所での相談機能の強化と支え合い体制、これをさらに充実していこうということです。

下に①協議体、それから②生活支援コーディネーターということで、その位置づけ、あるいは内容について記載をしております。①の協議体、これは介護保険法上になりますけれども、国が提唱する協議体ということで、区に1つ、第一層、また、日常生活圏域ごと、これが全部で13ございますので、1つずつということで、これが第二層の協議体という位置づけになります。第一層協議体、下の緑色で囲まれた図ですが、支え愛活動推進委員会を第一層の協議体とさせていただき、各地区の第二層協議体、こちら、それぞれの各地区ごとに支え愛活動会議という会議体を持っておりますので、そちらを統合した形で第一層協議体、この第二層協議体の中では、それぞれの各地域での課題等々について話し合いをしていただけるようにいたします。協議体の実効性を高め、担い手の発掘や意識の共有の醸成のため、

支え愛推進フォーラムや各地区の実状に合わせた形態で活動会議を開催していこうというものです。

なお、先般日曜日、支え愛推進フォーラムをきゅりあんで開催させていただきました。180人ほどの方がお見えになり、基調講演、またはパネルディスカッションという形で、この支え合いの機運の醸成を図らせていただきました。

右のほう、生活支援コーディネーターということで、これも国が提唱するコーディネーターということで、統括的な役割を持つ生活支援コーディネーターがお一人、日常生活圏域13地域ごとの生活支援コーディネーター、これが支え愛・ほっとステーションのコーディネーターということになりますけれども、お二人ずつ各地区に配置をさせていただいております。

恐れ入ります。裏面をおめくりいただきたいと思います。(2)が多世代交流施設「ゆうゆうプラザ」、こちら各委員ご案内かと思っております。大崎のゆうゆうプラザ、それから平塚橋のゆうゆうプラザ、かつてはシルバーセンターと言ったところで、高齢者の施設でございましたけれども、その改築等々に合わせまして、多世代交流ができる施設という形で新しく立ち上げているものでございます。近隣の町会や高齢者クラブ、保育園や学校、こういったものと連携をいたしまして、多世代交流を行っております。その下に、それぞれ大崎のゆうゆうプラザの実績と、それから平塚橋の実績ということで、合わせて載せております。

右に行きまして(3)障害者の理解促進のための取り組みということで、共生社会、誰もがといたところで、障害のある方もといたところで、さまざまな取り組みを実施しております。代表的なものとしてはアールブリュット展の開催、あるいは品川区障害者差別解消法ハンドブックの配布、それから、おたがいさま運動の実施、こういったものを展開しながら、障害に対しての理解・促進を進めております。

それからその下、(4)です。生活困窮者のための自立支援相談窓口ということで、暮らし・しごと応援センター、生活福祉課の階段を挟んで向かい側になりますけれども、こちらの暮らし・しごと応援センターを開設いたしまして、暮らしや仕事、健康、金銭など、生活にお困りの方が気軽に相談できる場所ということで設置したものです。

それから、その下の(5)共生社会というものですが、それを進めていくに当たっての地域包括ケア、これを、これまでも品川区は進めてきております。その地域包括ケア推進に向けての多職種連携ということで、(5)に載せております。医療と介護を必要とする高齢者の方が住みなれた地域で暮らしていくために、医療と介護、これが一体になったサービス提供、あるいは区と関係機関が情報共有を進めることで、相互理解と連携を図っていくということで、地区ケア会議の開催、あるいは医療と介護の多職種医療連携研修、あるいは4月から稼働が予定されております多職種連携システム、こういったものを順次進めてまいります。

雑駁でございますが、私からの説明としては以上でございます。

#### ○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。本件につきまして、ご意見・ご質疑等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○あくつ委員

ありがとうございました。共生社会とはということで、最初に定義が載っているのですが、この定義はどこから持ってこられたのか、まずお聞きしたいと思います。

それともう1点合わせて、もう1回伺いますが、2のところ、「策定に当たっては、国が提唱する

地域共生社会の実現に向け」というところで、第三期品川区地域福祉計画の策定とあるのですが、私どもの会派の代表質問でも若干触れておりましたが、品川区としては今後、この福祉というものの考え方については、国が提唱する地域共生社会の実現に向けてというところで、これにのっとって行われるのか、のっとって行うとするならば、それについてもう少し詳細を教えてください。

#### ○大串福祉計画課長

2点いただいたかと思えます。

最初に定義として出させていただいたのは、厚生労働省の指針等々、こういったところからこれはとらせていただきました。

それから、福祉の考え方でございます。これまでも福祉の考え方、誰もが住み続けられると言ったところをベースに行ってきました。そうした中で今般、国のほうから共生社会といったところで示されましたので、また次年度策定する地域福祉計画につきましても、その考え方をベースにしたものをつくっていければと思っておりますし、福祉を進めていくといったところでは、これまでもやはり高齢であったり、障害であったり、児童であったり、あるいは生活福祉であったりといったところでいけば、そういった方たちがこの品川区の中で暮らし続けられるということを計画の目的としておりますので、目的としては異なっていないと考えております。

#### ○あくつ委員

ありがとうございました。今までと変わっていないと、それは当然そうだと思うのですがけれども、なぜこれを国が打ち出しているのか、なぜ今になって地域共生社会ということを出されているのか、これを品川区としてどのようにお考えになっているのか伺いたしたいと思います。

#### ○大串福祉計画課長

国がこの考えを打ち出した背景といったところになるかと思えます。先般の一般質問、代表質問等々でもお答えをさせていただいたかと思えますけれども、今申し上げた、例えば個別の施策、介護保険であれば介護保険、あるいは障害者の関係、そういった個別の支援はかなり成熟をしてきているのかなといったところがございます。ただ、そうした中で、どうしてもその制度のはざまができていて、あるいははざまに落ちてしまうような方がいる、そういった方に対しても、まさに丸ごとといったところで支援の手を差し伸べ、あるいは逆に地域にお住まいの方におかれましても我が事と捉えながら、こういったまちづくり、地域づくりに参画をしていただくというのが国の考え方になっていると思えますし、我々としてもそういったことを踏まえながら、例えば地域の方におかれましては、先ほどご紹介しました支え愛・ほっとステーションを軸とした生活支援体制、こういった中で地域の課題の抽出、またはそれに向けての解決の方策を議論していただく場を形成していきたいということで、働きかけを今現在もしておりますし、今後ともそういったものを踏まえながら、地域共生社会の実現に向けて、区として進めていければと思っております。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。おっしゃることもそのとおりでと思うのですが、私もこの地域共生社会ということをして2年ぐらい前から、国が言い出してからいろいろ講演を聞きに行ったり、厚生労働省の方とお話をしたりしていますが、皆声をそろえて言うのは、人口減少が背景にありますと。これは全国的な問題ですが、これも何度か委員会で申し上げましたけれども、品川区は今、緩やかに上がっていますけれども、全国的にもう本当にジェットコースター、これははっきりそう言っています。ジェットコースターのようにどんどん減っていきますよと、想像以上にねずみ算式に減っていきますよ

というところ、それはおそらくというか、間違いなく品川区にも影響してくる。私みたいな第2次ベビーブームの世代が子どもを余り産まなかった。あと、仕事が就職難で非常に今、非正規雇用ということですね。仕事の形がうまくいかなかったというところ。そういう背景から、今、人口減少が起きているわけなのですけれども、そういう中で、緊急事態だと。国としてはですね。課長にはこのようなことは釈迦に説法で申しわけないのですが、背景としてはそういう国としての危機感から、福祉がこれから回らなくなる可能性が非常に高いと。それは医療にしても年金にしても介護にしても、そういう福祉に対する危機感から、国としてはもう皆で支え合う、これしか処方箋がないのだというようなことを、厚生労働省の方の、いわゆる立場のある方、いろいろな方のお話、講演等で伺いましたけれども、誰もが声をそろえてこう言っています。

最近読んだ本で、委員長に許可をとっていないので提示はできないのですが、山崎さんという方ですね。ミスター介護保険と呼ばれていた厚生労働省のお役人さんが今回退任されて、退任になって自由に発言できるからなのでしょうけれども、人口減少と社会保障というところで、厚生労働省の代弁者のようにこのことを大きく語られています、その中で今も過疎地域については非常な問題が起きている。これは議会の皆さんもご了解のことだと思いますが、第1フェーズ、第2フェーズ、第3フェーズぐらまであって、品川区に関してはおそらく第3フェーズということで、おそらく10年後ぐらいには減り始めるということで人口動向が出ていると思うのですけれども、そういう中で、これから品川区の福祉をどう考えていくかというところでの、この福祉計画の考え方なのかなと私は理解をしております。

その上で伺いたいのですけれども、この真ん中の四角のところ、「福祉の各分野における共通事項を定め、個別計画の上位計画として位置づける」と、先ほどもご説明あったのですが、この個別計画、具体的には介護とか高齢者、当然あると思うのですが、個別計画、福祉の分野、どの計画を指しているのかを教えてください。

#### ○大串福祉計画課長

この福祉分野における個別計画というところですね。まず、委員おっしゃっていただいたように介護保険事業計画、これが1つありますし、あるいは障害者の計画、あるいは子どもの関係ですね。児童福祉の分野の計画、こういったところがこの個別計画というところに入ってくるものです。この中で福祉分野における上位というところで地域福祉が位置づけられたといったところですので、それを踏まえた形で新しい計画については策定をしていきたいと考えております。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。介護、高齢者ですよ。あとは子育て支援の部門、あとこのページの裏側にもある生活困窮者というところですよ。さまざまところでの福祉分野を丸ごと抱えていこうというところの計画ということで、非常にこれから大事な計画になってくるのかなと思うのですが、その中で伺いたいの、この裏側のページを見ると、障害者の部分、理解促進のための取り組みというのはわかるのですけれども、確かに理解促進のためにこの3事業はやっていると思うのですが、例えば今、障害の部門でよく話に出ているのは地域生活を支援するという部分、これもその一部だとは思いますが、今度、平成31年度に児童学園の跡に障害児者総合支援施設、仮称ですけれども、そこが完成するという中で、その理念がどう生かされていくのかというところ、あそこは今回フリーユニティとして運営をする4団体というのは、おそらくほかの障害者事業者に先駆けて、この地域共生社会というものの実践をさまざまところで、北海道であったり、滋賀県であったり、さまざまされていらっしゃるのですけれども、これは所管ではないとなかなか細かいところまであれかもしれませんが、これをどう

いうふうに生かしていくのか、個別の案件ですが伺いたいと思います。

#### ○大串福祉計画課長

委員がご紹介いただきましたように、新しい総合支援施設でございます。そちらを請け負う、運営する法人としては4法人が今のところ予定されております。その4法人、各地域でそれぞれ今まさにおっしゃっていただいたように、共生社会に向けたといったところ、共生社会に資するような形での事業展開をされているというところで、我々としても非常に期待をしているところでございます。児童学園跡といったところになっておりますけれども、品川区の障害者全般といったところで、障害をお持ちの方に対しての共生社会的な取り組みと言いますか、共生社会を実現する上でのアプローチが展開されるのではないかとこのように我々としては期待をしております。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。あそこは在支も入りますよね。高齢者というところはもちろん入ると思うのですがけれども、あの中の事業者には生活困窮の方の窓口をやっていたり、子育てに関する居場所づくりのようなところを事業として行っているところも入っています。そういうノウハウは非常にお持ちだと思いますので、今後の展開の中で、まさに縦割りではなくて横串というところが今回の肝だと思いますので、ちょうど明日ですか、そこの説明会も行うというお話なのですが、そこについてもぜひ今後ともその活用方法を考えていただきたいということが1つ。

それと、林試の森の国有地の話ですけれども、これも我が会派からも質問させていただきましたが、こういう地域共生社会というものは理念としてはあるということではありました。そういう中で、どういふふうにこれを実際に生かしていくのかというところで、これは2月23日の日経新聞に載ったのですが、杉並区はまさにこのワンストップ施設を建てるとということが新聞に載っておりました。これは、ざっと言いますよ。ざっと言うと、地下1階が災害備蓄倉庫、1階は子育て支援拠点、生活自立支援窓口、就労支援センター、2階が社会福祉協議会、東京労働局など国と連携した相談窓口、福祉事務所、生活保護窓口、3階が消費者センター、成年後見センター、在宅医療の支援拠点、4階が区民集会所、社会福祉協議会。2021年度からは特別養護老人ホーム、定員200人規模、これは杉並区でもかなり大きいほうだと。あとは診療所、訪問看護の拠点、ショートステイの施設などというところで、まさに地域共生社会を意識した施設をほかのところに先駆けて建設をされたというところが、この3月にオープンするということなのですからけれども。今まで、確か私は最初にこの理念のことを申し上げたときは、人口、これは地方の話であって、東京に関してはまだ余り関係ないのだという、ごめんなさい。ニュアンス的にはそういうニュアンスのご答弁をいただいた記憶があるのですがけれども、今後、品川区においてはこの地域共生社会、先ほど申し上げたような背景を持ちながら、間違いなくこの東京、品川区にも影響してくるという中で、こういうワンストップ拠点のような考え方、こういったことを品川区として、私は持っていたきたいと思うのですが、その点いかがでしょう。

#### ○大串福祉計画課長

まず、総合支援施設の活用というところでございます。そういったノウハウをお持ちの法人、各地区で事業展開されている法人、非常に我々品川区としてもそういった法人が来ていただけるということで、新しい形での住民ですとか、あるいは地域を巻き込んだ形での何か取り組みができるであろうと考えておりますし、またそれは運営法人とも話を進めていければと思っております。

それから、委員がご紹介していただいた杉並の施設の事例でございます。確かにそういった形で共生型ワンストップでできるのは非常に望ましいと思っておりますし、具体を挙げられました林試の森のと

ころについても、今、鋭意その辺を企画調整課とも連携しながら検討を進めております。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。そう言いながらも、私も自分で言いながら、1つにまとめればいいというものでも、もちろんなくて、距離的なことはもちろんあるのですけれども、近接的なところで、確か厚生委員会で行かれたようなコミュニティーとして、これは地方、金沢へ行って、そこでコミュニティーとして障害者の方の就労の場があったり、子どもの居場所があったり、高齢者の住居があったり、そういうところが、これは地方としてのあり方と違いはあると思うのですけれども、そういうこともある。別に1つに必ずまとめなさいということでは、もちろんないということは誤解のないように申しておきますが、あったほうがかなり便利かなというところでの私の話です。

あと、先ほどのことに、最後に1点だけ戻りますけれども、どうしても障害者福祉の部分が、この中を見たときに、資料の中でですよ。多分まとめていただいたと思うのですけれども、どうしても地域共生という中で、非常にどうしてもこの中では、資料としてはアピールが弱いのかなというところがありました。障害者の世界、障害者の特に事業者さんの世界では、どんどん地域に戻っていきこうという流れ、国としてもそういう流れですけれども、そういうところもぜひ品川区として、そういう意識というか姿勢を、区民に理解を求めるような姿勢をどんどんアピールしていただきたいというところが1つなのですが、その点を最後にお伺いしたいと思います。

#### ○大串福祉計画課長

この資料上では取り組みといったところで、障害部門についてはこの3つをご紹介させていただいたところですが、ただ、障害者福祉の関係では、やはり地域との連携といったところ、またそういった障害をお持ちの方でも自分らしく住み続けられる地域、これがまさに共生社会の大きなポイントになってこようかと思っておりますので、その辺につきましても新しい計画の中でも記載あるいは事業として組み込んでいければと思っております。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

この議論の中で、議会で聞いていると、これは公共の役割を放棄しているというのですね。そういう間違っただ指摘を、私からすれば間違っただ指摘をされるような方もいるようですけれども、それはそういうことではなくて、公共は公共としての役割の中で、そして地域としては地域の役割の中で、より幸せになっていきこうという制度だと私は認識をしておりますので、ぜひこの取り組みを進めていただきたいと思っております。

#### ○鈴木（ひ）委員長

ほかにご意見いかがでしょうか。

#### ○渡辺委員

資料の裏面といいますか、多世代交流施設、ゆうゆうプラザというのを軸に伺いたいと思います。

それぞれ共生社会という中で、どれもが大事だと思います。今のご質問も含めて。特に、1つの事例というか、新しい取り組みという観点で、まず利用者数のところ、かなりの人数だと思います。割っていくと、日割りしていくとおそらく1日七、八十人、また100名とか、ざっと計算してこれだけの人が、延べも含めてでも出入りするというのは、かなりの効果が数字的にも出ているのかなと思うのです。そしてもう1点は、施設ができた当初、厚生委員会だったと思うのですけれども視察も行きました。最初イメージが正直湧かなかったのですね。多世代交流。ただ、行ってみてじかに現場を見たときのイン



パクトはものすごく、活気があったのですね。それは高齢者の活気もそうですし、子育て世代の活気と、違和感なく多分いろいろな理念がうまくいっている成果だなと感じました。そこで何を伺いたいかと言うと、設置当初の想定があったと思うのですね。設置をするまでの想定、いざ稼働してからも想定以上の効果がおそらくあったのではないかと思うのですが、その点、具体事例を教えてくださいと思います。

#### ○大串福祉計画課長

設置当初は、確かにこれまでの施設の性格からこういった多世代に変わったといったところでの懸念はございました。ただ、委員が今ご紹介していただいたように、設置後は本当に子育てをしているお母様方であるとか、あるいは従来から通ってらっしゃる高齢者の方、こういった方たち、スムーズに行っているのかなというのが私の捉えているところでございます。こうした中で、さまざまな交流活動等々をこれからも進めていければ、大きな効果、成果が出てくるかと思っておりますし、このゆうゆうプラザということで名称をつけましたけれども、まさにこういった形での多世代交流がより地域の中でも促進できればと思っているところです。

#### ○渡辺委員

ありがとうございます。多分、想定以上の効果というのはいろいろな角度であるやに思います。

次に伺いたいのは、資料の説明にもあるように、普通、私たちがやはり地域で一番わかりやすい、そして一番なじみのあるのが町会であり高齢者クラブ、ここが軸だと思っていたのですが、視察時もそうですし、他の行事で伺ったときも、この資料にあるように地域のサークル、子育てのサークルであったり高齢者のサークルが結構利用頻度が高いということがわかりました。これはすごく、ある意味実証実験と言うか社会実験の1つのようにも感じました。でも、どうしても高齢者クラブの会員の伸び悩みなどがある中で、それは、そういうことを補える1つの仕掛けだなと。これは施設があつてのことなのか、それともやはりこの運営事業者がいろいろ工夫をして、地域に声かけをした成果なのか、考えられることがあれば教えてください。ほかでもかなり生かせるのではないかなと思ったので。

#### ○大串福祉計画課長

まさにその2つの相乗効果だと思っております。やはりこういった拠点というのは必要だと思っておりますし、またその拠点だけでは物事は進まない。それを運営する事業者がさまざまなアイデア、あるいは地域を巻き込んでといった形での声かけ、こういったものが相まって初めて事業として成立していくものと考えております。この大崎ゆうゆうプラザ、あるいは平塚橋、社会福祉協議会であったり、あるいは三徳会であったり、社会福祉法人であったりといったところが指定管理ということで、あるいは委託ということでやっておりますけれども、そういった社会福祉法人のようなものも大事な地域の資源でありますし、事例に挙げていただきました高齢者クラブですとか、あるいは町会や自治会、あるいは民生委員さん、こういった方たちを巻き込みながら、この拠点を1つ軸にしながらその地域を盛り上げていくことが重要だと考えております。

#### ○渡辺委員

今後の展開ということで、最後に伺いたいと思います。おそらくこの両施設を見ても、中身のところで実施事業が異なるので、部屋数がそれなりにあります。ただ、事業数にこだわらなければ、一定程度の適地さえあれば事業展開が可能な仕組みかと思えます。今言ったようにこの2拠点は、大崎と平塚橋ですが、区全体の中でどのような行政ニーズ、地域ニーズに応えていけるか。おそらく大きな、例えば福祉法人の拠点、特養やグループホーム等の施設が比較的にないところもそうですし、おそらくこの利

用者は近所だから行きやすい、特に高齢者、そういう点があるかと思います。私はやはり高齢化社会の中で、まさしく今日のテーマである共生、基礎自治体という意味で、きめ細やかなサービス、地方自治体だからこそできるというものの代表施策になり得るのではないかと。やはり、これからの優先順位などもかなり高められるのではないかとと思うのですが、その点、設置へのこれからの展開への意欲等を伺いたいと思います。

#### ○大串福祉計画課長

大きな拠点として大崎と平塚橋ということで今回ご紹介をさせていただきました。それ以外にも、これは寄贈物件をいただいたところでございますけれども、大井三丁目でも小規模ながらゆうゆうプラザといった形で展開をさせていただいていますし、あるいは平塚シルバーセンターの跡ですね。ここも活用しながらゆうゆうプラザという形で整備をしていこうと今考えております。委員ご指摘のように、身近なところでといったところで地域のバランスを考えながら、総合的に今後も配置等々を機会を捉えながら進めていきたいと考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員長

ほかにはいかがでしょうか。

#### ○渡部委員

ありがとうございました。今、渡部委員の質問の中で、ちょうど課長から回答をいただいた大井三丁目の話が出てきました。これも昨年厚生委員会などで見て、これだなとやはり思いましたよね。平塚橋なり大崎なりというのは、ある程度の適地が出て、ではそういう形でやっていこうというからあれだけのものができるのだけれども、あれは本当に寄贈物件でいいところに出てきて、ああいうことができ、それを地域の方が活用していただいているというのが、何かきょうのこのテーマの中では理想なのかなという感じはいたします。では、それを幾つも幾つもつくれと言うと、これはなかなか財政的な負担もかかるしできないと思うのだけれども、例えば本当に各エリアごとにと言ったらおかしいですけれども、あのような高齢者の方々がちょっと集える、それで少しレクリエーションができるような施設であったり、逆に言えばあれだけ広くオープンな状態であって、子どもたちも帰りに寄ってねというような施設は、本当に町の中の理想かなと思うのだけれども、ある程度敷地が大きいところからこういうことをやるというのではなく、空き家対策なのか、ちょっとした100、200平米程度のところでも、立派にこれからのモデルケースのように私は捉えているのですけれども、その辺の考え方を。

#### ○大串福祉計画課長

今、ご紹介いただきました大井三丁目、これは寄贈されたということでゆうゆうプラザという事業展開をさせていただきました。こういった多世代交流施設、ゆうゆうプラザに限らず、拠点というのは非常に大きなポイントかなと、共生社会を進めていく上で、あるいは地域包括ケアを進めていく上で非常に大きなポイントだと認識をしております。こういったゆうゆうプラザ、多世代交流ということにこだわらず、地域の拠点づくり、これも1つの大きなポイントと我々のほうでは考えております。例えば、自主的な活動の場としてほっと・サロンというものを展開もしております。区の施設を、区有施設を活用してといったところでは、今のところ4カ所そういった形でやっておりますけれども、逆にご自宅ですとか、あるいは町会会館、こういったものを活用しながらやっているといるという事例もございます。あるいは支え愛・ほっとステーションのほうで、これはやってきている地区とそうではないところもありますけれども、フリースペースという形での集える場の展開、そういったものもしております。いずれにしてもこういった形での拠点づくりというのは重要なところだと思っておりますので、大

きな物件というところにこだわらず、多少小さ目のところでもこういった拠点ができればということで、今後とも展開をしていければと考えております。

#### ○渡部委員

ありがとうございました。よろしく願いますというところなのですから、ちょっと脱線するかもしれませんが、これからある程度、地域というものを広く捉えたときに、今回代表質問でもさせていただいていますし、会派としても強くさまざまところで要望させていただいている、これは地域・町会に限らず高齢者もそうですし、子どもたちもそうなのだと思うのですけれども、いわゆる各町会での活動拠点という考え方もあるのかなと、大井三丁目を見たときに思いました。それを行政が用意するのかと、そういう話ではないとは思いますが、ただ、確かに町会会館もない、行政施設もないというような地域・町会というのがまだ品川区には多分にございまして、ではそういうところをどういうふうにかケアしていくのだろうというときに、例えばちょっとした防災広場であっても、何かしらあればそこが拠点になり得るということがもうわかった感じだと思うのですね。ですからそういうふうに、すぐちょっと歩いて行けるようなところ、お散歩で行けるようなところに活動拠点を設けるというのは、品川区、こういう密集したような都市部においてはすごくいいアイデアであって、在宅で地域の中で頑張っていられることにとっては非常に重要なのかなと、これはいいヒントだなというふうに、私たち会派としても思っておりますので、今ご答弁でもいただきました、いろいろこれから区の施策、運営の中で、この共生社会を進めていく上では、ぜひ頭の片隅に入れていただいて、積極的に進めたいと要望して終わります。

#### ○鈴木（ひ）委員長

ほかにはいかがですか。

いかがでしょうか。

#### ○若林委員

昨日の厚生委員会でも報告がございましたので、引き続きというか、策定委員会の進め方を昨日お聞きしまして、全部でこの資料でも5回ということで、各テーマごとに開催するというので、そうすると最初と最後、1回目と5回目というのは全体で集まっての、当然最後は策定しましたというものだと思います。残るは中3回の2、3、4ということで、なおかつテーマごとということになりますと、先ほどの介護、それから障害のある方、障害をお持ちの方、それから子どもという、それぞれこれで3つになるのだろうと思うのですけれども、その確認をまずさせていただきたいと思います。

#### ○大串福祉計画課長

次年度の地域福祉計画策定の策定委員会のありようというか取り組み方といったところかと思えます。委員にご紹介していただいたとおり、福祉ということに関して言いますと、おっしゃっていただいたように高齢、障害、それから児童、それから生活困窮、またやさしいまちづくりといったところも含めまでするので、そういったまちづくり系の関係、これも入ってまいります。それをまとめる形をとるのか、あるいは1回ごとに、そういうテーマごとに設定をするのかというのは、ちょっとまた委員長ともご相談をさせていただきながら、またご指摘いただく委員40名程度を想定しております。かなり大所帯の会議体になってくると思いますので、その辺はバランスよく充実した議論ができるような形をとれるように工夫をしてみたいと考えております。

#### ○若林委員

ありがとうございます。そうしますと、まだ当然、委員長が決まらないということで、それはそう

ということだと思うのですが、今の計画がありますね。今が第二期地域福祉計画で、まずこの総括というのは当然しっかり行われるということが前提にあるだろうなど。そうすると今、どういう総括でしたかというのは聞きたいのですが、私のイメージとしては、ここにもありますけれども、やはりあくまでも各高齢者介護、子育てという個別の計画がまさに立てられて充実、ときがたつにつれ本当に醸成されて完成形につながっていったということで、そうすると今の福祉計画は基本的には個別の計画の上位という言い方でいいのか、統合と言うのか、そういう位置関係があって、地域福祉計画そのものには、予算書を見れば少し予算がついてというのは見えるのだけれども、あくまでも各個別の計画をしっかりとやりましょうねということで、そういう言い方の総括の仕方というのはあるのかなと思います。その辺の現計画についての総括の考え方を1つお聞きすると、一緒に、そうすると今回は先ほどの話になりますけれども、各個別の計画は今までどおり、今まで以上にしっかりとやると、今回この共生という理念が入ってくると、委員会の進め方もそうはいかないのだろうなど。計画の中身も各個別の計画を立てて充実させてそれで終わりというわけには、当然いかないだろうなど。子どもと障害、高齢と子ども、これらが一緒になった取り組みという、まさに法律ができて、今度は品川区のほうで品川区なりの、先ほどの話ではないですけれども、品川区としての定義をしっかりとつくらなければいけないですね。横から引っ張ってきて、私の頭ではわかったようでわからないようなこういう定義では、なかなか、例えば委員が40人集まってもイメージが湧かないという部分もあるでしょうし、そういう問題。そうすると、品川区としての定義、品川区としての制度、計画、品川区として今の、もしそういう現計画に総括があるのであれば、今度の共生というキーワードで進める、各個別ではなくてというところを、仕組み、拠点などという言い方もありましたけれども、それを本当に回していくエンジンがやはりないと、個別の計画をしっかりとやって終わりというふうに、どうしてもならざるを得ないと思うのですよね。ここは私はすごく大きなところだと思うので、今後は委員長と、またしっかりとそれは40人の委員と議論をするわけですが、基本的な今の段階で考え方として、それはお話聞いておきたい。

### ○大串福祉計画課長

現計画の総括と、今後の計画策定に向けてというところかと思えます。まさに今、総括的なところでは一定の作業を行っております。今の計画が第二期です。第一期の計画というものもありました。第一期の計画がふれあいサポート、これを軸に展開をしたものでした。第二期の計画がまさにこの支え愛・ほっとステーションが軸になっていたものです。地域福祉、地域の福祉をどのように展開していくのかという指針、計画といったところで、地域での身近な相談窓口が必要であろうということで、これも町場の皆様方と議論した中で出てきたものです。やはりそういうのが身近な地域の中にあるといいよねというお声をいただいた中で、支え愛・ほっとステーション、これをつくっていかうといったところで進めてきたのが、今、第二期に当たるといったところですが、要するに、総括的なお話としては、そういった一定、支え愛・ほっとステーションというものに代表される地域の身近な福祉の相談窓口、これが整備できたというのが、まずは総括の1つの大きなポイントになってくると思えます。次の地域福祉計画でございます。では、せっかくできたこの支え愛・ほっとステーションに代表される地域の窓口であったり、拠点であったり、これをどのように展開させていくのか。支え愛・ほっとステーションは、今現在各地域センターの中に置かせていただいております。これは各地域との連携が最も大事なものであるということで、そちらに置かせていただいております。今回の共生社会においては、その地域に住む皆様方も主体的に参画をしていただくというのが大きなポイントになってまいります。行政だけが何かをやってということではなく、地域にお住まいの方たちも、その地域をみずからよくしようと考えていた

だく、こういうものを行政と住民の皆様と一緒にやりながら進めていこうというのが共生社会の基本になってくると思います。そうした中で、委員が言っていたように、個別計画だけを回していく、個別計画だけが洗練されていくということではなく、その個別計画の中で重複する部分、あるいは接合する部分であるとか、連携をしなければ回っていかない部分というのは、当然出てくると思います。それをどのように回していくか、回すことを年次的に考えていくというのは、今回の計画の大きな屋台骨になってくると思います。そうした中で、品川区の地域福祉というものの、これについて今現在ではこれまでの取り組みを踏まえた上でという形のお答えになってしまうかもしれませんが、そうした中で次の時代、次代の地域、これをどのようにしていくのかといったところを改めて定義づけ、こういったことも検討できればと考えております。

#### ○若林委員

丁寧なご説明ありがとうございました。まさに、今までどちらかと言うと、当然こういう行政がつくる計画ですので、区役所がエンジンとなって地域にお声がけをしてご協力をお願いしていた。でも、共生となると、まさに包括的な支援体制、これは公共も、いわゆる地域、民間と一緒にスクラムを組んでというところで、このエンジンのあり方とか、またエンジンを燃やすにはそれなりの燃料も要るとか、またエンジンをつくっただけではなくてかじとりをどうするのかという、非常に今までよりも違う側面がたくさん出てくるのかなと想像しますので、またしっかり、そういう意味では事務局、区役所の人はかじとりもしっかりしていただきながら区民の声を聞いてというところで、1つだけ、このスケジュールの中に地区懇談会の開催が13地区各2回というのは、今のご答弁の中で何となく想像できるのですが、具体的にどのようなものを考えているのかを聞いて終わります。

#### ○大串福祉計画課長

地区懇談会ということで書いております。第二期地域福祉計画を策定したときにも、各地区にお邪魔をして、各地区の皆様とお話をさせていただいた。その中で出てきたのが支え愛・ほっとステーションでございます。今回の地域福祉計画、先ほど申し上げましたように、地域の皆様、住民の皆様と進めていかなければならないものと考えておりますので、今回も具体的には各地区で行われております支え愛活動会議、各地区でそれぞれ構成メンバーなどは異なっておりますけれども、そういった支え愛活動会議の場にお邪魔させていただいて、この地域福祉計画について一定意見を交換できればと考えております。各2回とさせていただいたのは、中間時点でのお話をさせていただき、またある程度一定固まった段階でのもう一度、こういった形で進めて計画をつくっていきたいというところでのお話、これをそれぞれ2回行えればと考えております。いずれにしても、地域の皆様のご理解とご協力がなければこの地域福祉、進んでいくものではございませんので、そういった場を活用、またそれ以外の、例えば民生委員の皆様からお話を聞く、あるいは高齢者クラブの皆様からお話を聞く、こういったことを展開しながらこの計画を策定していきたいと考えているところでございます。

#### ○若林委員

了解しました。

これを見ながら1つだけ、第三期地域福祉計画の中心となるのはやはり支え愛・ほっとステーション、大きな柱としてはこれをさらに発展してまさに地域でということだと、そのキーパーソンというのはやはりコーディネーターになるのだらうと思うのですよね。そうすると、この策定委員の中に入られるのだらうと思うのですけれども、どのようなお立場でこの支え愛・ほっとステーション関連の方が入るかを、済みません。これで最後になります。

### ○大串福祉計画課長

先ほどご紹介させていただいたように、支え愛・ほっとステーションには社会福祉協議会から職員が派遣されております。お二人ずつでございます。コーディネーターさんにつきましては、この委員というお立場ではなくて、例えば地区懇談会であれば当然我々もお邪魔をさせていただきますけれども、その中での司会進行的な役割と言いますか、そういったことをコーディネーターさんをお願いしようと考えております。当然、我々も行って地域の皆様とお話をさせていただき、そうした中でまさにコーディネート業務と言いますか、そうしたところで地域と行政とのコーディネートもコーディネーターさんには担っていただきたいと思っております。ただ、それにつきましてもやはり各地区との実際の調整等々入ってまいりますし、あるいは各コーディネーターとの調整といったものも入ってまいりますので、今のところそういったことを考えておりますけれども、またそれはそれで各地区ごとに違った形をとらせていただくこともあろうかと思っております。

### ○若林委員

そうすると、まさに計画策定に携わるという意味では、やはりこういうお立場、地域の中心でのコーディネーターになっていく方が策定委員になったほうがいいのかという感想を持ったので、ご検討いただければということで終わります。

### ○鈴木（ひ）委員長

ほかにはいかがでしょうか。

### ○石田（ち）委員

我が事・丸ごと地域共生社会ということで、国会でもわずかな審議時間であっけなく決められてしまったということで、厚生労働大臣も福祉の根幹をつくり直すと言っていて、社会保障制度のあり方を大きく変えていくものだと言っていて、大もとはそういうふうには思っています。私も厚生委員なので、この間も厚生委員会で共生型サービスというのが条例に新たに入ってきて、1つの事業所で、これからは介護保険法、障害者総合支援法、そして児童福祉法、こういった支援ができるようになるということが大もとにあって、それで品川区、この間の条例ではその中の障害者福祉サービスの自立訓練とか生活介護、そして児童発達支援、そして放課後等デイと、こういった区がかかわる条例のところではその4つだったということで、これを議論するのも本当に難しく、理解するのも本当に大変だったのですが、要は先ほど言ったように1つの事業所でこの3つの違う介護保険法と障害者総合支援法と児童福祉法というもののサービスが提供できるようになるということでは、区のほうでもなかなか難しいという話でした。本当に国が決めてわっとおりてきたものを区が進めていくというか、やっつけていかなければいけないというところでは、本当に大変だなと思ったのですが、そうした1つの事業所がなかなかこういったことを進めていくというのは難しいという中で、こういった相談、課長さんでわかるのか、厚生委員会で聞かないとわからないことかもしれないのですが、こういった事業所が相談してきていたり、進めたいと言ってきていたり、どういうことなのだとってきていたりとか、そういう状況はあるのか、わかる範囲で教えてください。

### ○大串福祉計画課長

申しわけございません。そういった個別の相談となると、各所管ごとになってしまいますので、私のほうでは把握はしておりません。

### ○石田（ち）委員

済みません。そうしたことで進んでいくことになるのですが、さらに地域の課題解決、今話さ

れているのはそこが主なのだなと思っているのですけれども、地域での課題解決、そしてまた課題の把握を住民で進めていこうというものだと思うのですけれども、その課題の把握等々は住民にどこまで求められるものなのかと思うのですけれども、やはり住民側からすれば知られたくないということもある人もいると思うのです。個人情報把握して共有することを求めるところまでなるものなのか、伺いたいと思います。

#### ○大串福祉計画課長

住民お一人お一人の個人的な課題ということではないです。あくまでもその地域、そこで暮らしている住民の皆様方の中の、その中で生活をしていく上で課題として何が出てくるのか。また、その課題に対してどのような形であれば解決ができるのかといったところを議論していただく。また、その中で当然我々も一緒に入って議論をさせていただく中で、行政としてできること、あるいはなかなか行政としてはできにくいもの、そうした中で、ではそれ以外の主体のほうであれば可能なものとか、そういったさまざまな側面、多面的な形で議論をさせていただきながら、では最終的にその地域にこういうものがあれば、あるいはこういうことができれば住みやすくなるよねというところでの話し合いを進めていただくというのが、こちらの第二層の協議体での話し合っていたらいいなと思っているテーマ、あるいは内容でございます。

#### ○石田（ち）委員

個人的課題ではないと。でもそういうのが、言い方はあれですけども寄せ集まってではないですけども、そういうのが地域なのではないかなと思うので、そうは言っても、個人的なところは本当に、公的な機関だからこそプライベートなところまで踏み込んで、そして責任を持って対処できるということがあると思いますので、そこはそうのように進めていってほしいですし、国の方針では、地域住民が地域で声を上げることができず大変な状態にある世帯に気づいても見て見ぬふりをしていたという過去があったと。それにしっかり気づいて必要に応じて関係機関につなげたり、見守りとか声かけによって孤立の解消を図ったりするというふうなことも述べているのですよね。見て見ぬふりと、そういう状況ではなかったのだと思うのです。やはり政府の参考人がそういうことを言うと、一体どういう意識でこの地域の助け合いを見ているのかなと思ってしまったのですが、やはり私たちも地域の助け合いというのが大切ですし、それは否定するものではないですし、どんどん自発的に進んでいく、自主的・自発的に取り組まれていくものだと思います。ですので、今の品川区の現状では、やはりこの支え愛・ほっとステーションも全13地域で立ち上がった中でも、まだまだ浸透もこれからということで、きのうの地域福祉に関するアンケート調査でも相談の場所としてはまだ定着していないという課題なども述べられていましたけれども、やはり地域の課題解決というのを国の法律で固めて書き込んで住民に求めるというよりは、やはり住民同士の自主的・自発的な取り組みだからこそ、ボランティアなり助け合いというのは進んでいくのだなと思いますので、こういう、今国が進めているやり方は違うのではないかと私は思っています。

先ほど、人口減少が背景にあるというご意見もありましたけれども、その根本ですよ。やはり。そこをどうやって解決するのかというのをなぜ考えずに、いきなり人口減少だと言ってそこに課題をつくっていくのかなという思いがします。これから品川区は数年、人口は増えていくという状況ですので、そのうちにやはり人口減少をストップさせていくという対策を私は打つべきだと思いますし、それは品川区独自だけではなかなか難しいですから、それをやはり国に求めていくということが必要なのではないかと。今、これだけ地域に課題があるのも、やはり相談や支援を求める先にそれが無いというのが一

番問題なのではないかなど。そして、仕事の話もありましたけれども、非正規を広げてきたのは政治の責任だと思います。個人の、若者の責任ではないので、それを解決させるというなら、それをつくった政治で解決させるでしょうということ、やはり今、議論されている働き方改革にしても、本当にどういふふうに地域の助け合いを見ているのかなどということ、現場としては、住民に一番近い自治体としては、本当に大変なのではないかなど。こういうのがおろされても。ですので、私は大もとの人口減少を食いとめる、そして地域の支え合いをつくっていくための公的な責任をしっかりと果たしていく、そういうことが一番大事ではないかと思っていますので、今日資料に出していただいた支え愛・ほっとステーションとか、多世代交流とか、障害者の理解促進とか、生活困窮者の支援とか、こういうことは1つ1つは大事なことだと思うのです。それで、やはり行政も力を入れて進めていると思うので、これらを本当にきめ細かく進めていくことで、自然と自主的・自発的な支え合いや助け合いの取り組みになっていくと思いますので、社会保障の姿を変えていくほど、法律を変えてまで進めていく国のやり方というのは、違うなと思っています、それを一足飛びに品川区では進められる状況ではないと思いますので、そうした今の国が求める地域共生社会というものに進む、区の工程、考え方、どうやって進んでいかせようとしているのか、1つずつなのでしょうけれども、その辺をどのようにイメージされてつくられていこうとしているのかを教えてください。

#### ○大串福祉計画課長

まさにそれを考えるというのが来年度の策定委員会になってこようかと思います。共生社会、これをどのような形で品川区が具現化していくのかにつきましては、次年度委員会の中でさまざま皆さんからご意見を賜りながら、あるいは地域の皆様と意見交換をしながら進めていければと考えているところでございます。

#### ○石田（ち）委員

では、地域福祉計画でこの共生社会というのが具体的に計画、進んでいく方向性としてつくられていくということで、私たちも注視していきたいと思っていますけれども、やはり行政の公的な支援なしには、この地域の支え合い、助け合いというのはつくられないと私は思いますので、やはり大もとのからの問題解決、人口減少がなぜ起きているのか、それをこちらの地域のほうに投げられてもという思いが私はしますので、ぜひ国にはいろいろと意見を言いながら、そして地域の実態、声は聞き入れて、一緒に進めて、この実態に合わせた対策を進めていただければと思います。

#### ○鈴木（ひ）委員長

ほかにはいかがでしょうか。

#### ○あくつ委員

先ほど、石田ちひろ委員の発言の中で、人口減少云々ということをおっしゃいましたけれども、これは国会でももちろん議論があったとおりで、それはもう当然、待機児童対策であるとか、子育て支援のもと、これはもちろん対策を打った上で、こういう例え話を聞いたことがあるかもしれませんが、毒矢が刺さった人に、あなたに刺さっているその毒の矢の毒は何の成分ですかと、誰がやったのですかと聞いている間に、その方が亡くなってしまうということもあるわけですよ。そういう今、目の前で起きていることに対して対応していくということ、これは我々の責任でもあるわけですよ。別にそれをやらずに福祉の姿を変えていくべきだなどということは一言も私は申し上げておりませんし、もちろんこれはさまざまな立場がありますから、そういう意味でのご発言だったと思いますが、もし誤解を招いているのであればと思ひまして発言をさせていただきました。



## ○鈴木（ひ）委員長

ほかにはいかがですか。

## ○松永委員

私からは、この支え愛・ほっとステーションについて伺いたいと思います。生活支援コーディネーターについてなのですが、今この支え愛・ほっとステーションが、平成29年6月に全13カ所設置に至ったということでありまして、まだ集計は出ていないと思うのですが、大体およそ1日当たりの利用数というのは、平均でわかりましたら教えてください。今後、高齢化とか利用者というのは年々増えてくると思うのですが、今のコーディネーターの配置数で間に合っているのか、今後どうしていく方向性かというのを伺いたいと思います。そして、場所についてですが、やはりこの13カ所だけでは足りなくなってくるのではないかという不安もあります。そこで、例えば少しずつありますが、文化センター等にも設置してみてもということについても伺いたいと思います。

## ○大串福祉計画課長

3つご質問いただきました。申しわけございません。平均利用数については手元に数字がございませんので、わかりかねます。それから、コーディネーター2人の配置というところでございます。今現在こちらのお二人というところで配置をさせていただいて、今やっと13地区そろったところでございます。今後、相談の件数であったり、あるいは内容であったり、そういったものを踏まえながら、それは適宜判断をしてみたいと考えております。場所でございます。今まさに13カ所、地域センターの中につくらせていただきました。この地域センターの中につくらせていただいたというのが一番大きなポイントでございます。品川区13の地域、地域センターが核となって各地区のいろいろなことをつかさどっているところです。まさに地域の情報が集まる地域の拠点です。その中にこうした福祉の相談窓口ということでつくらせていただいたというのが大きなポイントになっておりますので、この体制については維持をしていきたいと思っております。ただ、そうした中で各地区さまざまな状況が出てまいりますので、もしそういったところでの声、あるいは内容等々出てきた場合には、またその辺で適宜判断をしてみようと考えております。

## ○松永委員

ありがとうございます。実は、この支え愛・ほっとステーションについてなのですが、主にこのことを知っているのは町会員とか高齢者クラブの方々だけではないかというのが、いろいろご意見はあるかもしれませんが、掲示板とか広報そしてホームページ等でもいろいろと周知はされていると思うのですが、そこで私もいろいろとそうした地域の方と会ってお話を聞くと、ああ、そういうのがあったのだということもありますので、そこで、今やっているのか、周知の方法についてなのですが、例えば商店街とか、商店街の中の例えばお店ですね。居酒屋とかそうしたお店の中などにチラシを置かせてもらえるところについてはそうしたことをやってみてはどうかと思ったのですが、区として周知方法について、今のままでいいのか、それともまたほかに案があるのかというのを伺いたいと思います。

## ○大串福祉計画課長

周知でございます。高齢者クラブ、あるいは先ほど申し上げましたように地域センターの中といったところでは町会・自治会の皆様、それからまずはやはり民生委員さん、民生委員さんとの連携というのが一番大きなポイントになってまいりますので、各地区の民生委員協議会開催時にはコーディネーターも同席をさせていただいているといったところ、今現在もやはり民生委員さんとの連携が一番強くなっ

ております。これまでの周知といたしましては、各町会の掲示板等々へチラシをはったりとか、そういったことも行っております。今後もそういった取り組みを重ねながら、浸透、周知を図ってまいりたいと考えております。

#### ○松永委員

ありがとうございます。先ほどの商店街等の件もぜひお願いしたいと思います。これは国も一緒に進めていく取り組みであって、一時的なものではないと思いますので、今後もそうした周知の方法についてもまた考えていただければと思います。

#### ○鈴木（ひ）委員長

ほかにはいかがでしょうか。

#### ○安藤委員

済みません。我が事・丸ごと地域共生社会実現本部というところから出されたこの考えが法律的に具体化されたのが去年のいわゆる介護保険法等の改正だと思うのですが、その中で3つ言われているのですが、実際どのような状況になっているのかというのをそれぞれお伺いしたいのですが、まず地域包括支援センターの機能強化として医療・介護・福祉領域での相談窓口の一元化ということが1つ挙げられます。これは今どうなっているのか。品川区としてですね。

あと2番目として、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けられる共生型サービスというものの、品川区としてこれにどう取り組んでいっているのか、現状ですね。

3つ目は介護医療院ですね。療養病床のかわりに何かしようという話のようですが、介護医療院の新設という点では関連条例も出ているようなこともありますけれども、現在どうなっているのか、それぞれ伺います。

#### ○大串福祉計画課長

窓口の設置でございます。こちらにつきましては、今のところまだ具体的にというところではございません。

それから、サービスの関係につきましては、今回の定例会でもご提案をさせていただきました。介護事業所のところでの障害関係の受け入れといったところで、地域密着に関連してでしたけれども、事業所の認定の条例も出させていただきました。

それから、介護療養院の関係です。これも条例改正を出させていただきました。

済みません。少々お待ちください。

#### ○鈴木（ひ）委員長

課長さん、わかる範囲で大丈夫です。

#### ○大串福祉計画課長

済みません。ちょっとそちらに関しては。

#### ○鈴木（ひ）委員長

わかる範囲でお願いします。

#### ○大串福祉計画課長

条例改正としては出させていただいたのですが、ちょっと今、済みません。それが見当たらないので、済みません。

#### ○安藤委員

まず、窓口の一元化が具体的にないということですが、不安として出されているのが、もち

ろん縦割りの弊害というのはこれまでの弱点でもあったと思いますので、それは解消していくというのはいいいことだと思っているのですけれども、ただ一方で、全部一緒にしていくということになると、専門性に裏づけられた支援が受けられるのかなという不安がやはり出されているわけですね。あちこちから。そういった点についてはどうなのかということをお答えいただきたいと思います。

それと、この共生型サービスというところも早くも具体化の条例も出ているわけですが、同じような不安がやはりあると思うのですね。

あともう1つ、この全体として皆で助け合う、支え合うというのは、それは言われなくても大事なことですし、積極的にのおおの気持ちでやっていくべきことでありますし、やっていくこともあるでしょうし、それ自体は皆助け合う社会をつくっていくというのは非常にいいことだと思うのですけれども、やはり一方で、そういった意味では理想的には同意できる部分もあるのですが、自治体の責任というのがどうしても曖昧になってしまって、地域住民に問題解決を丸投げになってしまうのではないかと、いう根強い不安というか批判の声も出されているのは、一方であるのですね。これは別に共産党だけが言っているわけではなくて、各メディアですとか専門家の方も指摘をしていることなのですが、この点については品川区としては、私はそういったことになると思うのですけれども、あくまで行政がしっかり責任を果たした上で、負荷的なところですね。さらに上乗せでこういうこともやりますよということだったらわかるのですけれども、我が事・丸ごとということ強調されてしまうと、社会保障自体がかなり大きく変質して、自治体の責任がかなりやはり曖昧になってしまうという弱点が、私は絶対にあると思うのですけれども、その辺に関しては区の考えはいかがでしょうか。

#### ○大串福祉計画課長

行政は行政としての役割がございます。それはこれまでと変わらず果たしていくべきものと思っておりますし、それぞれの介護であったり、医療であったりというサービス提供については専門性を確実に発揮しながら、それを受ける方にとってよりよいものというところでやっていくべきものと思っておりますし、決して各行政であったり、あるいはサービス機関であったりといったものの責任が減退するものではございません。あくまでもそういったものにつきましては、これまでと同様変わりなく責任を持った形で行いながら、なおかつ大きな連携を進めていく、そうしなければ今後社会としてなかなか難しい局面に入ってくるのではないかと、といったことで、この共生社会という概念が出てきたと捉えております。

#### ○安藤委員

答弁自体は悪くないと思うのですよね。そういう言葉はいいと思うのですが、やはりこの我が事・丸ごとという考え方自体が、2つの側面があると思っていて、1つは先ほど言ったように縦割り行政の弊害。課長さんも先ほど、はざまに陥っている方という話がありましたけれども、そういった面があるというのはあると思うのです。2つ目として、やはりどうしても先ほど来、出ていますような人口減による担い手の件ですとか、あるいは財政面の社会保障費の増大というところから出ているという2つ目の側面というのはかなり大きなところがあると思っていて、そういった点では先ほどのような行政の役割は必ず果たしていきますという、その意気込みは非常にすばらしいことだと思うのですけれども、やはり財政上と言いますか、そういう社会保障費を削減するという、これがかなりこの制度の大もとにあるのではないかと、思うのですけれども、そういった点は品川区としては、そういうもとの制度であるという自覚は、お考えはあるのかどうか伺いたいです。

#### ○大串福祉計画課長

財源ありきで物事を考えているところではございません。あくまでも社会のありようとしてこういった共生社会、我が事・丸ごとと捉える、それは行政もそうでありまして、あるいは地域の皆さんもそうです。そういった形で他人事ではなく、まさに我が事と捉えながら、今住んでいるこの品川区、これをよくしていこうと考えていこうというのがこの趣旨でございます。そういった趣旨を踏まえながら、我々としても共生社会の実現に向けた形でそれぞれの取り組みを進めていきたいと考えております。

#### ○安藤委員

これはなかなか誰もが否定できないような装いと言うか、看板なので、助け合うことは何が悪いのですかと言われると、それは否定するものではないし、でも、そうした中でやはり大事な社会保障の理念が後退したり、行政の責任が後退していくというようなことにつながりかねない。そしてつなげるということも1つ意図したものであるというふうに指摘する方も多いですし、私たちもそう思っていますので、そういった点ではすごく慎重にしていかなければいけない、慎重にしていきたいと思います。

それで、2つ伺いますが、区長の所信表明、施政方針演説の中で、新たな課題の解決のために持続的な公助の後押しというのをすごく強調されて、持続的な共助の後押しということを強調されておりましたけれども、このことを見ると、やはりこうした国の進めていこうという我が事・丸ごとというのを、品川区としても積極的に喜んで進めていきますというふうな宣言に聞こえるのですね。品川区としては、この我が事・丸ごとというのを積極的に進めていきたいという立場なのではないかというのを1つ伺います。それともう1つ、実際に地域力が今、いろいろな要因で弱まって、助け合いの力が弱まっているから、地域で支え合う力をさらに再構築していくのだというようなところが、厚労省のビジョンなどでも出されているのですけれども、私は矛盾ではないかと思っていまして、地域力がこれだけ弱まっているというか、他人の、ありていに言えば他人、ほかの方々のことを心配するような余裕がなくなっていると。それはさまざまな要因がありますけれども、高齢化であったり、あるいは雇用の問題であったりするわけですが、そうした中で、それを解決するために地域の共助、互助を進めていくのだというのは、私はこれは無理があるのではないかと、矛盾だと思うのですね。実際にこの間のほかの委員会等の質疑の中でも、支え愛・ほっとステーションのボランティアの話などが出てきますけれども、やはり町会の仕事が増えるだけだという、そういう声が出ているという声も聞かれるのですね。私はこういった状況、そもそもそういった矛盾もあるということを見ると、うまくいかないのではないのでしょうかと思うのですよ。やはりしっかりと公が果たすべき、憲法25条の生存権に基づいて、しっかり社会保障を権利として支えるということを果たしてこそ、私はこういう問題解決になっていく、人口も改善していくでしょうし、安心して住み続けられる、誰もが輝く社会になるのではないかと思うのですけれども、ちょっと現実的にも難しいのではないかということだと思ってしまうのですけれども、いかがでしょうか。私はうまくいかないと思ってしまうのですけれども、その辺についてはどのようにお考えになるでしょうか。

#### ○柏原企画調整課長

冒頭ご質問のところ、共助の後押しの部分、ご質問されていた部分があったかと思うのですけれども、区といたしましては、お話しさせていただいた自助・共助・公助というのはありますけれども、そういった中でそれぞれのことに対して必要な部分を区として行政ができることはやっていくという姿勢でございます。例えば、公助として、公がやるべきことというのを何が必要なのだということで判断しながら、一生懸命やっていく。共助に対しても地域の方々が助け合いをされていたりであるとか、いろいろな活動をされています。これは自主的に活動されているところ等々ございます。そういったところ

に対して、区が後押し、支援をするということが、後半のほうでご質問出ていましたけれども、いわゆるおっしゃっていた地域力、地域の力にも大きくつながると、ひいてはそれが品川区全体の力、活性化、こういったものにつながっていくのだという考えのもとに、1つをやることによってもう1つのことはやらなくなるということではなくて、それぞれ施策のバランスを考えながら進めていくという考え方でございます。

先ほど来議論があります国の地域共生の考え方の部分でもございますけれども、これも国の考え方、これは1つこういった姿勢のところで理解しながら、区としてこの地域共生のあり方についてはどう考えていくのだと、どう進められるのだということで、計画をつくりながら進めていくというところでございますので、そういったところでご理解いただければと思っております。

○鈴木（ひ）委員長

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

ないようですので、以上で特定事件調査を終了いたします。

---

3 その他

○鈴木（ひ）委員長

最後に、予定表3のその他を行います。

はじめに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、ただいまお手元に配布していただきました申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございます。では、この案のとおり申し出をいたします。

次に、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

ないようですので、最後に正副委員長から2点、ご案内を申し上げます。

まず、今期の当委員会としての調査事項に関するまとめの取り扱いでございます。

今期の当委員会も、予定ですと4月、5月の2回を残すのみとなりましたので、当委員会のまとめにつきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。

正副委員長としては、まとめを作成していく方向で、また、まとめの作成に当たっては、委員会の総意で進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、今期付託されました3つの調査事項につきましては、現状、項目による議論の内容から、調査事項の3つ全てについてまとめを行うのは難しいかと正副で話したところであります。

まず、基礎自治体のあり方に関することにつきましては、児童相談所移管にかかわる先進事例や、人口動向の現況、地域共生社会についてを取り扱いましたが、いずれも今年度から当委員会で初めて調査を行う項目であったため、基礎部分の勉強を進めさせていただいたという認識を持っております。そのため、調査の内容を踏まえすと、委員同士の意見交換よりも現状の確認等が中心となっていたことか

ら、まとめを行うには至らないのではないかと考えております。

次に、区有施設・公有地等活用に関することにつきましては、まず公有地については、国家公務員宿舎旧小山台住宅および旧峰友寮の現地視察やその跡地活用について意見交換を行いました。さらに、公共施設等総合計画については、庁内での検討状況に歩調を合わせながら、区有施設の地域バランスなどについて調査・研究を行ってきたところです。これらをもとに、まとめを行ってまいりたいと考えております。

また、羽田空港の機能強化に関することにつきましては、現地への視察や国交省との意見交換を実施してきましたことと合わせて、区の取り組みや国への働きかけに関する多くのご意見をいただいておりますので、これらをもとにまとめを行っていききたいと考えております。

したがって、正副としましては、今期の当委員会では、区有施設・公有地等活用に関すること、および羽田空港の機能強化に関することの2つの調査事項について、まとめを行っていききたいと考えております。

ただいま申し上げました正副の考え方に対して、またそれ以外にもご意見がございましたら、皆様のお考えをお伺いしたいと思っております。

参考資料としまして、皆様に、当委員会における主な意見等を整理したものを配布させていただきました。こちらを参考にいただきながら、また合わせて本日の議論も踏まえて、まとめを作成していくかどうかについてもご意見をいただければと思います。

それでは、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。まとめていただきました。

2つの項目についてまとめということなのですが、確かに区有施設・公有地等活用と、羽田空港の機能強化に関すること、前者に関してはもう毎年のようにやっていること、羽田空港の機能強化に関しても、これも長年やってきていることなのですが、これをまとめて、あれですか。何か議会、議長に対して提出をして、それを区のほうに求めていくという、こういう手順なのでしょうか。

#### ○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございました。ありがとうございます。

議長にも提出し、区長のほうにも提出するということになりますので、その中身については委員会の総意としてまとめたものを提出するという、そういう形になります。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。

特に羽田のところなのですが、今初めて私、これは資料としていただいていたのですかね。済みません。これは委員会の総意ということで出されるということなのでしょうか。

#### ○鈴木（ひ）委員長

いえ、今日のここを出したものは、今までこの委員会の中で出された意見をまとめて出したものなのです。皆様の中から、まだこういう意見も出したなどということであれば、またその後でご案内をしたいと思っているのですが、そういう意見も、あとはこれ以外のところでもありましたらまた出していただい、それをもとにしながら正副でまとめて、そして皆様のところに、委員の皆さんに4月の時点で正副案をお示しして諮らせていただいて、またそこでご意見をいただいて、5月に最終を決定していくという、そういう手順になっていきます。

## ○あくつ委員

よくわかりました。特に羽田に関しては、ここに書いてある、いまざっと読ませていただくと、多分共通認識の部分もあると思いますし、もちろんそうでない部分もこれから出てくるのかなと思いますので、よくわかりました。そういう点では、それで結構です。

## ○鈴木（ひ）委員長

ほかにご意見はありますか。

いかがでしょうか。

## ○若林委員

最初の特定事件、(1)の基礎自治体のあり方に関することは、今回はまとめないと聞いたのですが、この提出された資料、共生社会は本日議論で、さすがにこれはというのはありますけれども、この(2)の人口動向については一定の議論がされて、この点について総意としてさまざまな要望も含めて、提案も含めて、区のほうも一定の理解も示されたり答弁もあったりということで、ここは内容を精査しながら区長にも申し上げるという形にしても不自然ではないかなと思いますので、ご配慮いただければと思います。

## ○鈴木（ひ）委員長

はい。基礎自治体のあり方の中での人口動向というところですね。はい。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

児童相談所も視察に行っただけですけれども、その後の議論ができていないので、ちょっとなかなか難しいかなというのがあったのですよね。

ほかにはよろしいですか。

ありがとうございました。ただいまご意見いただきましたそのご意見も踏まえまして、これまで出されました主な意見を参考にしながら、これから正副で作成をしていきたいと思います。

まとめの案文につきましては、正副委員長で検討しまして、次回の委員会でお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、お手持ちの参考資料をもとに案文を作成したいと思いますが、また今ご意見をいただいたそのことについても検討しながら作成したいと思いますが、万一追加したい項目がありましたら、各会派で取りまとめた上に、3月9日金曜日までに事務局宛での紙文書もしくはメール等でご提出をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう1点、続いて活動現況報告についてご案内をさせていただきます。

さる1月26日の議会運営委員会におきまして、議長より特別委員会の委員長に対して、委員会の活動現況を報告してほしい旨の依頼がありました。

したがって、当委員会のこれまでの活動現況の報告をさせていただきたいと思います。文面につきましては正副委員長にご一任をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

## ○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございます。では、そのように報告をさせていただきます。

以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、行財政改革特別委員会を閉会いたします。

○午後 2時54分閉会